大日本蠶絲會報

第五拾六號

明治三十年二月

目次

●論說
○大日本蠶絲會員諸君に望む　名譽會員　前田正名
○蠶見及繭に於ける雌雄の識別　農學士　月田藤三郎
●寄書
○清國蠶絲業視察略記　尾澤琢郎
○各府縣蠶絲製造家諸君に啓す　宗村豐製述
●統計
○二十九年十二月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計○二十九年十二月中絹布類輸出數量元價統計○廿九年度佛國蠶業統計
●問答
○鏡絲檢査に就て質問并に答○卵紙の數に就て質問并に答○繭形の變化に關する質疑并に答○桐下の桑に就て質疑并に答○桑園開設及蠶種變別に就て質問并に答○生絲貿易に就て質問并に答
●外報
○人造絹絲近況○米國大統領選擧結果の果昂絲況に及す影響○紐育生絲商況
●雜報
○評議員會○四縣支會設立○備荒儲蓄金支出の新科目○蠶種檢査法案○營業稅法と蠶絲貿易商○生絲市場に就ての强弱說○米人の生絲檢査所說○同伸會紙の營業に就て○甲九十番の大手合○强制的蠶種の販賣○本多技師の復命書○露國製絲業の現況○英斯科府に於ける生絲○露國蠶絲類輸入の增加○横濱生絲檢査所生絲檢査調○神戸生絲檢査所生絲檢査調○判決書に擬したる意見書○蠶絲業者の協議○備後地方の製絲傷○興產館養蠶傳習所○宮崎縣の蠶種檢査○佛國養蠶及製絲奬勵金○吉池横田田中の三氏○清國生絲製造業の發達○絲綾賞賜下賜

●大日本蠶絲會第六回大集會開設

來る三月二十八日（第四日曜日）東京市赤阪區赤阪溜池町大日本農會會堂に於て本會第六回大集會相開き其順序左記の通り擧行致候間萬障御繰合且有志者御誘引御來會被下度此段特に謹告仕候也

大日本蠶絲會第六回大集會順序

一　當日午前八時諸員參着
二　次に幹事長開會を告ぐ
三　次に幹事前年度執行せし會計及事務の要領を報告す
四　次に演說
五　正午休憩（午餐を供す）
六　午後一時諸員着席
七　次に演說
　但農商務大臣其他貴衆兩院議員、學士、實業家諸君の演說を請ふ筈なり
八　次て幹事長散會を告ぐ

右畢て定期會議を開く

明治三十年二月

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第五拾六號

●論說

●大日本蠶絲會員諸君に望む

第二回小集會演說

大日本蠶絲會名譽會員　前田正名

大日本蠶絲會員諸君に御禮を申上げることと、尙ほ會員諸君が非常なる御決心を以て此會に當られむことを切望するが爲めに一言申上げます、會員諸君は蠶絲業のことに深く心配せられて此會を設立せられこれに從事して居らつしやること、容易ならざる國家の爲めに力を盡して居らつしやることと平素喜んで居る次第でございます、尙ほ此上非常なる御決心を願ふと云ふのは正名は御承知の通り蠶絲業のことは心得ませぬ、けれども全國斯業に從事して居る人の心配を確かと認めまして不肖ながら之に盡力をして居る次第でございます、其盡力は日本蠶絲業に於て此明治廿九年と云ふ時に相當する此業に就ての組織等は完全したものであるか、又斯業に就て十分なる機關を備へて居るかと言へば組織も不十分、機關も不十分であるのでございます、早く全國の爲めに此時勢に相當する蠶絲業に就て其組織機關を早く完備しなければいかないと云ふことを全國有志の御心配を確かと信じて居りまして其

事に盡力をして居るのでございます、幸にして其幾分かは業に已に政府も見る所あつて機關を備へられつゝあるでございます、尙ほ諸君の深く見る所を十分御研究になつて政府に於ても宜しく此組織機關を備へられんことを希望する者でございます、當今世界蠶絲業のことは申上げるまでもございませぬが非常なる大敵を隣にもつて居る、尙ほ地球上未だ曾て見ぬ所に桑園を開き既に計畫も爲したる隣に大敵をもち、或は未だ桑園のない所に新たに桑園を開かんとしつゝあることは實に我が日本國に於きましては容易ならざる敵に當るのでございまして諸君は容易ならざる敵を確認せられて非常なる力を盡される樣ありたいと思ひます、組織機關は完備しても其精神其勇氣がないければ組織機關は何の効をも爲さないこと勿論でありまして彼是相待つて活働をしなければなりませぬ若しも一朝我が蠶絲業の衰退を見るときに至つては實に全國經濟の一大激變と云ふことは申す迄もなく其困難も亦推想に難からざる所であります、故に會員諸君は容易ならざる時を知り、容易ならざる力を盡し決して難い、出來難い、むづかしい抔と云ふことを猥りに言はず、むずかしいことは容易くなる樣に、難いことは仕遂げる樣に十分御盡力あらむことを國家の爲め切望に堪へないのでございます、尙ほ我が蠶絲業家の有樣を見ますると私の目では不確かでございますが、全國蠶絲業の有志の心配する所を開くに我が日本は尤も卒先したる尤も能く蠶絲業に力を盡して居る土地は却つて退歩を見て新たに九州とか山陰道とか一起す所のものが却つて進んで居る、立派なものを見ると云ふことを全國有志の歎息せらるゝ所でございます、故に卒先した人は新たに起る所に負けない樣に、新たに起る所は決して卒先したる所に負けない樣にする、是れ眞の國家的競爭であつて其競爭は即ち隣の敵に打負けない樣にするのでは是が眞の必要な競爭でございまず、どうぞ國家の盛衰は此蠶絲業に關する日本であること四千萬人の能く知つて居る所でございますから此上の御奮勵を請はなければなりません、併し心配だけで心配に對する丈けの仕事を爲さないで無氣根無勇氣の日本の人たちでございますから、苟も心配するのなれば其心配だけでなく十分力を盡さんことを切に御願ひ致して置くのでございます、此業に就ては全國屈指の御方々へ私から別段申上げることもございませぬが唯あなた方に對する言葉は蠶絲業に就きましては時勢相當の組織、時勢相當の機關を備へなければならぬと云ふの一事であつて不肖も聊か之に盡力して居るのでございますから、遠からずして組織機關も完全しませうが諸君に於ても十分の盡力がなければ組織機關は左程の効を爲さないと云ふのでございます、不肖ながら益ゝ組織機關の早く完備する樣に盡力致しますから組織機關に使はれない樣、御使ひなさるゝ樣に御盡力あらむことを希望致します（拍手大喝采）

○蠶兒及繭に於ける雌雄の鑑別

第二回小集會演說

大日本蠶絲會員　農學士　月田藤三郎

私は群馬の者でありまして、唯今御演說になりました佐藤さんのつい近所の者でございます、矢張り

元は百姓に生まれましたが、途中學問に少し頭を入れまして近來學問と實業との間ひ中の職務に從事して居る月田と申しまして本會へは初めて出ました、何か面白い御話を致しますと大層宜しうございますが、私は殊更當樣に申上げる樣な面白い話も持ちませぬ、で已むを得ずあすこに掲げてある樣な極詰まらない演題を持出しました、今までは御歴々の御方の立派な御演說がありました、其後とで私が詰まらない御話をしますると丸で蠟でも嚙む樣な味が致すでございましやうが暫く御清聽を願ひます、此雌雄の鑑別と申しまるすと大層いかめしき問題の樣でございますけれども是れは蛾には雌と雄とが分れて居るが夫れは出る前に於て雌であるか又は雄であるかと云ふことを知ることは出來まいか、出來るとすればどういう風にしたら善からうかと云ふだけの事でございます、若し此蛾が出ぬに前以て鑑別することが出來たならば隨分都合が宜しいと思ひます其方法に付ては色々說がありますが未だ確定は致しませぬ、假りに今迄の樣に雌雄が混同したり又甚だしき不平均を生じたりしたならばどんな不利益があるかと云ふことを擧げますと、私は大凡三ヶ條であらうと思はれます、詰まり雌雄が甚しく懸隔するときは配偶を得ないものは棄てる外已むを得ない、若し棄てなければ或は貯へて置いて明日出たものと配合をさせると云ふことをしなければならぬ、夫れだから若し棄てるとしたならば立派な種繭が出來になつて仕舞ふから非常に價が減ずる樣になつて仕舞ふ、又其日に出たものを翌日出たものとかけ合はせをすると同じ日に出たるものを交合せしむると其結果に少しも違ひがないか

と云ふ點に於ては今まで研究が十分でありませぬが、全く同じだとはどうも思はれませぬから是れも一つの不利益であらうと思ひます、夫れから第二番目に至りましては之を混同致して置きますと御承知の通り雌雄と云ふものが出るや否や交尾を致しますが斯樣に氣儘に交尾をするのは善くないものであらうと思はれる、蛾は繭から出て來て直ぐでは十分の發育を致して居りませぬ、其時分は羽なども延びて居りませぬ、夫れが直ぐに交尾をしたならば餘り其結果は善くあるまいと思ふ、夫れのみならず雌或は雄の孰れかに病毒は含んで居る徴候があるとか、又發育が不良であるとか云ふことを認めたにせよ既に我々が發見する前に交尾をして居つたならば其一つを棄て樣とすれば二疋とも棄てなければならぬ故蛾が大層無駄になります、と申して又之を棄てないときは病毒若くは虛弱性の遺傳を來すを免れぬと云ふ樣な不利益があります、第三に至つては繭を別々に分けて置いて雄の所は雄、雌の所は雌と夫れ々々蛾が分れて出て來たならば夫れを拾ひ取るのに便利でございます、拾ひ取つた後時を見計ひ之を混同さして交接をさせる、かうすると其交接をさせる前に悪い蛾は拾ひ取つて仕舞ふから一疋の爲めに二疋を損をすると云ふことはないだらうと思ひます、斯う云ふ風に雌雄が混同して居るとこんな樣な不利益があるのであります、夫れでありますからして昔から雌雄の混同を避ける爲めに前以て雌雄を分けて置くことは出來まいかと云ふ考へを起して色々工夫を凝した人があります、けれども何れの考案も之を立派に實地上に行ふことが出來ない、その行はれないと云ふのは畢竟どう云ふ

譯かと云ふと蠶の雌雄はどんな所に關係を及ぼして居るか、其れが解からないからである、其關係が鑑別の土臺となるのであるから其れが明かにならぬ以上は工夫の致し樣がありませぬ、即ち本が解からぬ以上は確かなものが發見され樣がないのだらうと思ひます、蠶の生殖器と云ふものは多くの學者の研究に據りますると孵化の始めからして雌雄を區別することが出來ると云ふのでございますが、さうしますると蠶を解剖して見ると蛾が出るのを待たぬでも雌雄は判然するのでありますが、我々は蠶を解剖して雌雄を見分けるのは必要はないので、成るべく夫れを害さないで知りたいのでありますが、此に付ては色々說があります、卵でも判別が出來るとか、又繭の形狀とか、或は其大小に據つて判別することが出來るとか云ふて色々な方法を主張する人があります、斯う云ふ風な方法に付て……方法の適否は兎に角斯う云ふことが蠶の雌雄は果して關係を有つて居るか、即ち蠶と云ふものは幼蟲の時分に雌であるか、雄であるかと云ふことを立派に分つべき特點があるか、又た繭に付ても斯ふ云ふのが雌の繭、斯う云ふ風なのは雄の繭と判別することが立派に出來るかどうかと云ふことは餘程六ヶ敷いことでありますが、私は少し此事に付て遣つた事がありますから極大略に述べやうと思ひます、

始めに蠶の外貌に據つて雌雄を鑑別すると云ふ說、此說は稍や聽くに足るものに相違ない、既に蠶の生殖器が始めから違つて居る以上は其身躰の中に無論どつかに雌雄を判別する所の特徵が無ければならぬ樣に思はれる、人間でも雌雄はちよつと見ても解かりますがそんな工合に蠶でもどうも雌雄が解かつらなければならない譯でございます、然るに今日迄の所ではまだ斯う云ふ風のが雌、斯う云ふ風のが雄と云ふことがはつきり解かつて居らぬ樣でございます、尤も永く實業に從事されたる熟練の御方は或は色の濃淡斑紋の存否とか、或は蠶躰が大きいとか、小いとか云ふ樣なことで雌雄を分かたれて隨分立派な結果を得らるゝと云ふことであります、又私共の友人で外山農學士も亦肉眼的に蠶の雌雄を識別することが出來ると云ふ說を唱へまして是れも立派の成績を得られた樣でありまず、是に由つて見ますると蠶の外貌に依つても多少判別は出來る樣に思はれるのでありまず、併しどうも其關係と云ふものは十分確かに判別することの出來る程親密ではない樣に思はれますから私は蠶の外貌でなくして重さと云ふものは蠶の雌雄に關係がありはしまいかと云ふ考へを起して蠶の一番大きく成長したときと成熟したるときとの兩度の目方を三種類の澤山な蠶に付て秤つて夫れに繭を作らせ蛾の出るのを待つて居りました所が孰れも重い方に雌が多く、輕い方には雄が多いと云ふ可なり十分な成績を得ました、けれども此蠶の重さ、……熟蠶や尤も大きく成長したときの重さと云ふものはどうも關係が十分確かとは言へない樣でございます、殊に蠶を一つ一つ秤るのは面倒くさい、あれは動くから立派に精密に掛けることが出來ない、夫れだから此法も關係は稍や親密でありまするけれどもどうも實地に應用するには足らないだらうと思ひます、さうしますと外貌と躰重とに付て一方は假りに十分の關

係があつたとした所が熟練と云ふことがなければ到底雌雄を分つことが出來ない、又一方は關係が寧ろ親密であるけれども之を實地にあてはめまする時分には立派な方法がありませぬから、此等の方法は餘り宜しい方法では無からうと思ひます、

次に繭の形狀或は大小に付て十分に識別することが出來ると云ふ說がございます、其中或る人が實見されましたのは雄の繭は小さくて形が不正で破風がふつくらとして縊れ目が深い、雌は夫れと反對である、と云ふ樣な標準を拵へて之に據つて撰別された所が可なりの成績を得られた、此實驗に據つて見ますると此法も隨分正確な結果を得らるゝ樣でありまするが、私は其事に付て繭の長短大小を精密に量りまして蛾の出るのを見ました、所が斯う云ふ風な結果を得た、繭の長いのと幅の廣いのとには雌が多い、夫れの反對のものには雄が多い、さう云ふ風な譯であるから繭の大小は雌雄に多少の關係があるに相違ない、所が此は斯う云ふ傾きがあると云ふに止つてどうしても大きな繭には必ず雌が出ると云ふことは言へない、唯關係があるけれども其關係が十分であるとはまだ見做せない、夫れから繭の形でございます、縊れ目の深淺などに付ては極精密に尺度で量りましたのでございますが、夫れは何の關係もない、決して淺い深いに據つて雌、雄の關係は私の實驗したる所ではありませぬ、夫れから若し形が不正であるならば夫れが雄であると云ふ說がありますから不正な繭を取つて驗して見ました、所が不正であつても雄もある、雌もある、雄に限つたことはありませぬ、さう云ふ工合であります

ますから雌雄は繭の大小には多少の關係があるが、繭の形の正不正縊れ目の淺深と云ふことには殆んど關係を有つて居らぬと言ふことが出來ます、

夫れから又繭の重量と雌雄の關係に付て實驗して見ました、是れは三種類の蠶に付きまして一升位宛の繭を取り十分精密に其目方を秤つてそうして重さの順で並べて蛾の出るのを待つて居つた、此重量に據つて雌雄が分れると云ふ說は外國でも唱へる說である、且つ外國では或る器械を用ゐて重いのと輕いのとを分けて居ると云ふ說でありまするが、日本では之を實地に行ふどころかまだ實驗した御方もない、果して繭の重い輕いに據つて雌雄が分かるゝと云ふことは私の實驗に徵しまるに大分確かの樣に思はれる、夫れで重量の大きなのから小さなのと順を立てゝ並べて置きますと重い方から必ず雌が出て、輕い方から雄が出る故に其間に一つの境界線が出來る、其境界線から以上に出るのが多くは雌、夫れから下は多くは雄なのであります、其雌の中に這入つて居る雄の分量雄の中に這入つて居る雌の分量は孰れも極少くない、私が實驗したのでは大概百分の三位しか這入つて居らぬ、さうすると目方と云ふものは立派な關係を以て居る樣に思はれる、

斯う云ふ風に實驗の成績に據つて見ますると云ふと色々の說がある中で先づ蠶の雌雄と關係があらうと思はれまするのは蠶の外貌に據るのと、蠶の形狀、繭の大きい小さい、繭の輕いのと重いのと是れ丈けでありまます、其中で尤も關係の親密なのは繭の重さに據つて分けるのであります、所で總べて斯

う云ふ風なものを撰別する土臺とするものは成るべく其關係が確かでないといけないのは無論でありますが又仕事が尤も簡短に誰にでも出來るものでないと大變不便を感じます、此點に付ては繭の輕重に據つて分ける方法は何れの方法よりも優つて居ります繭の重さに付て分けるのは極めて精密で、境界線の上にある重いのが雌で、夫れから下にある輕いのが雄である、殆んど全く二つに分けることが出來ますから大變關係が精密でありますけれども夫れを分けるに輕いと重いとの間の境界を定めるのが非常に困難であります、總べて物の輕重と云ふと何か比較するものがなければ唯漠然輕重と云ふ譯には行きませぬから、或る標準を作つて此ものは標準より輕い重いと言はなければならぬが、此標準即ち繭を分つ場合には其輕重の間の境界の重さを定めるのは餘程六ヶ敷いことであります、併し此標準を作る困難は繭の輕重を分ける時計りでなく外貌に付ても疵點が澤山あるとか、或は無いとか、色が濃いとか薄いとか云ふときは矢張り一つの標準を作らなければならぬ、又繭の大小に付ても此繭は大きいと漠然言つた所が此は意味のない言ひ分であります斯う云ふ風ですから何れの方法を取つても標準を作ると云ふ困難は一樣でありまして、強ち繭の輕重の標準を作ると云ふのが困難なる譯ではないのであります夫れで其標準を拵へませぬければ繭の輕重を分つことはどうしても出來ない、私は假りに斯う云ふ標準を作つた、私が實驗しました繭に付て其平均の重量を見出しました、此所に一言申して置きたいのは私が實驗に用ゐた繭のことで夫れは普通種繭にする樣な立派な繭ばかりでは實驗の効績が精密でないと云ふ恐れがありますから、私が實驗に供用しました繭は死籠りとか蛆害にあつた繭とか極皮の薄い繭とかと云ふ悪い奴を撰拔いた計りで形の大小又は繭の厚薄等に付ては別段撰擇を致さないことであります、斯樣にして平均重量を取りました、夫れで其平均重量と云ふものは雌雄の境界線の重量に對してどの位の比例を有つて居るかと云ふことを申しますと大概雌雄の分かれるのは私の實驗した赤熟種では平均重量の千分の千〇四十五位の所であります、即ち平均重量よりも少し重い所から上が雌であつて、夫れから下は雄であつた、斯う云ふ風でありますからして私は此比例を應用して標準の重量を定めることに致しました、そこで私が此實驗した成績が果して正確であるか無いかと云ふことを試驗する爲めに念のため本年又二種類の繭を凡そ一升程づゝ取つて、各其平均の重量を求め之よりして前申しました比例に據つて雌雄の境界となるべき重量を見出して繭を分けました、所が重い繭の中には雌が千分の九百六十八、雄が千分の三十二、輕い繭の中には雌が千分の五十七雄が千分の九百四十三と云ふ結果を得ました、是れは幸に當つたのか知れませんが隨分正確に分けることが出來た、略ぼ斯う云ふ風な方法に據て選りましたならば大體分けることが出來る、併し必ず一定も雌の中には雄の混ぜぬ、雄の中には雌は混ぜぬと云ふことは出來ませぬが先づ大體に分けることが出來る、斯う申しますと云ふと衡でもつて繭を一つ二つ秤つて行かぬければ出來ませぬから非常に面倒くさいではないかと云ふ御疑ひもありましやうが此事は左程面倒ではない、私が秤りましたときは兩

皿の天秤で五グラムまで秤れるのを使つて遣りました所が、丁度一時間に六百粒位輕重をば分けることが出來ました、是れは子供でも女でも赤晝でも夜でも勝手な時に出來るから一生懸命に遣つたなら一日には隨分澤山の繭を分けることが出來るのであります、併し此方法と云ふものはまだ僅に一二回の試驗に過ぎませんから完全したものでは無論ないのでございます、是れから自分も遣りますが、又私と同じ考への人がありましたならば矢張り之を御遣りになることを望みます、其天秤も外國には極簡便なのがあると云ふことですが、未だ本邦には見當りませぬ、私は少し考案を費して居りますがまだ完全な天秤は出來ませぬ、夫れが出來たら之を秤るのは譯はないことになるだろうと思ひます、此方法に付ては非常に注意を要する點が澤山ある、第一の注意は其秤る時機即ち何つ頃秤つたならは宜しいかと云ふ其時でございます、御存じの通り蠶が蛹になるときは目方が減る夫れから蛾になるにも段々目方が減る夫れでありますから朝秤つたのと夕方秤つたのとは同じものでも目方の相違があります、故に成るべく目方の減る歩合の少けない時に秤らなければなりませぬ、そんなら何日頃が歩合が少ないかと云ふに本多學士の研究に據りますれば蛹になつてから五日乃至十二日でありますが併し蛾の出る前にひどく動かすのは宜しくありませんから丁度上簇後十一日乃至十五六日の頃が宜しからうと思ひます

其外蠶と云ふものは雌雄に據つて成熟に早晩があると云ふ話でございますが私の實驗した所では左樣のことは無いやうに思はれます、併し成熟に據つて繭の重さが違つて來ますし、又形に大小が出來ますから或る標準を拵へて夫れに據つて撰別をしやうと云ふなれば成るべく成熟の近いのを一と纏めとして秤り其標準は日々に改めなければ効能が十分でありませぬ、其外に雌雄撰別の問題に關してはまだ澤山研究しなければならぬ事項がございます、例へば蠶の雌雄に據つて病氣に罹り易いと、罹り難いとの別があるか、或は卵を產むときに早く生れたものと遲く生れたもの又蠶兒の發生の早いと遲いとに據つて雌雄の工合が違つて來やしないかと云ふ樣なことでございます、斯う云ふ樣なことは、此方法を行ふに付て大變影響を及ぼすのでございますから是非研究しなければなりませぬ、以上述べました所は私が修學の餘暇に遣つたことでございますから十分完全であるとは斷言し兼ねますが兎に角雌雄鑑別の方法と云ふものは蠶業上に隨分影響を及ぼすものであらうと思はれますから諸君も此に付て御實驗あらむことを希望し致します　（拍手大喝采）

● 寄　書

◎清國蠶絲業視察略記

尾澤琢郎

編者曰く尾澤氏は信州諏訪の製絲家にして本編は氏が昨年中清國內地を歷涉して視察されし紀事

に係る然るに間々自家の意見をも加へられたれば特に之を本欄内に收めて讀者諸君に紹介す

上海に着してより清國人公和永の製絲場を見る仝氏の製絲所はヤンヂップーと稱する所にあり釜數は二百の餘あり洋式にして四口より六口にて挑揚げ居れり仝工場の製出高は本年は原料不足の爲め充分に製出せざるも尙ほ優等工女は一日百二十匁位を繰り得るなり仝工場にて當時使用し居たる紹興繭の上等は四担五分より一担の生絲を得又二等物に至りても五担七八分にて一担を得ると云へり右の割合にすれば我百匁の乾繭より二十二匁二分位を得るの比例なり

仝氏は此の外五ヶ所の工場を有し其釜數も五日繰りにて一千八九百に及べり本年は清國養蠶不作なるを日清戰爭後俄に上海に製絲場の新設多く爲めに內地に於ける原料買出しの如きは競爭甚しく一時は生一担の繭四十五元(平年の相場は一担二十七八弗なり)に至りたりと云ふ尤も此れは原價にして此の外落地捐と稱し繭一担に付二弗四五十錢を地方官に取り上げられ又厘金稅を厘金局に納め運賃其他の入費一切を合すれば實に本年の繭は內地より上海工場着乾上り繭一担に付金百〇五テール(平均)揚りたりと云ふ平年の相場上海着八十五テール內外なるに比すれば一担に付二十テールの大差あり加之職工の賃銀は騰貴し一方には歐米の絲價割合に高價に賣行かざるを以て本年の困難は一方ならず仝氏の如き大事業家の損失大なるを以て當時大に憂慮し居れり氏は有名なる資金家なるを以て破產等の恐れなきも本年新設のものに至りては中には殆んど破產に瀕するものあり又左なきものも中途にして原料に窮し若くは原料を抱きて休業し又稱れには絲繭買入の當時既に到底引合はざることを覺りて更に製造に着手せず工場の建流しとなりしものも見受けたり

大容以上の次第なるを以て明年に於ける同地の製絲業は釜數の減少することは疑ひなきものゝ如く加ふるに製造課稅の問題を含きて手を控ゆるあり一割以上の課稅を負ひ製造入費の嵩むありて絲價に引合はざる分は原料繭を引下ぐるより外に途なければ同地製絲業は兎に角非常なる困難の地位にあるものと謂ふべし

今假に上海の生絲週報を見るに三ヶ年間に於ける一月より十月に至るの生絲輸出表數を示すこと左の如し

	一八九六年	一八九五年	一八九四年
	一八、五〇〇	四五、〇〇〇	二五、八〇〇

十月十四日上海を發して杭州に向ふ嘉善嘉興を過ぎて杭州府の大里前塘棲に大倫と云ふ製絲所あり釜數二百にして本年の創立に係る工女の過半は上海より連れ來りたる由船中より望み見る

翌十五日杭州府に着す同府は有名なる都會にして織物業の盛んなることは蘇州と相比すべく恰も我京都の如し物產は蠶絲類を以て第一とし其他は米麻茶綿等なり

杭州府新開居留地の向岸に一の製絲所あり本年春の新設に係り世經絲廠と稱す釜數は二百〇八釜にして五日繰りを用ゆ器械は先年上海にて實見したるものと大差なく即ち當時御法川の製造するものと大同小異なり

同工場にては本年既に生絲を先賣りせりと其の相場は

一等、一担、六百二十テール	二等、同、六百テール	三等、同、五百五十テール

地代建築器械一切にて十二萬テールを要せしと云ふ

尤も構造は煉瓦にして中部の柱の如きは巨大なるものを用ひ美麗なる建築なり

尙ほ此の工場に撚絲工場を附屬して二つながら業を營むの計畫ある由工場主管は物語れり

當製絲場の如きは創立日尙淺く工女其他諸般の未だ完備せざるを以て當時は一日一担位の生絲を得ることなれども尙ほ連年進歩するときは敢て上海に於けるものと相並ぶこと難きにあらざるべし

當府の城內には機業の盛んなることは前に述ぶる如く裏通りの如き町に至れば戶毎に少女の絹絲を繰

返し居るを見る機工は多くは男子にして上等の工男は一日に繻子、緞子、の類一疋を織ると云ふ

當府は城内の通河水少しく高くして船にて城内に入る能はず依て船を城外に止め城内に入りて我領事館に一泊し翌日同館より譯官連水氏と共に當府を發し錢塘江を渡りて行くこと清里三十里蕭山縣に至る仝地城の東門外田甫の中に一の製造所を望見せしに紡績工場の如し兎に角之を見んと欲し上陸して到れば豈圖らんや製絲所にして構造完備し今や既に開業の運びに至るものゝ如し此の工場は本年春の起工にして僅かにして落成を告げたり此の片田舍にして此の工場を新設する實に清國人の製絲業に注目して益々進歩の運に向ふの急なるには一同驚きたり此の工場は合議和繅絲廠と號し二百〇八釜にして建築は杭州居留地の向岸にあるものと略同樣なり固定資金は十二萬テールなりと云へり

當蕭山縣には繭の產額至りて少く却て新安、諸暨、嵊縣等を多しとす以上の各縣は皆此の地に隣るの縣なり

當地に於て蕭山縣の知事に面會して種々の談話を聞きたりしが當地方成繭の時期に買入るゝものは落地捐繭の分量に由らずして烘房一個に付一期間金二百元と改定せりと云ふ此の落地捐は烘房一個に付一期の間に於て乾燥する繭を凡八拾担と見て二元五角を乘じて見積りたるものなりと云ふ

而して前記工場主の談話に據れば當地方の繭は是等製絲所に限りて買入るゝことを得外國人は買ふことを得ず即ち外國人に賣るものは地方官より干渉(かんしょう)して差止むることを長官より地方に訓示(くんじ)したりとの事を聞き甚だ不審に堪へず其後杭州に返りて小田切領事にも能く其邊の事情を談じ置きたり果して斯ることを實行するや否や仝地を辭して翌日紹興府に至る仝府は有名なる酒造地にして清國仝躰に於て飲用する酒又は上等の醬油は皆此地に於て製造するものなり

城府は杭州府に半ばし商業盛なり當地は古昔養蠶の歷史なく近年長髮賊の亂當時湖舟邊の養蠶地の土民難を此地に避け來り暫く居住を占め居る内に蠶業を初めしと云ふ此の如き有樣なるを以て蠶業は僅かに副產(ふくさん)の業たるに過ぎず上海邊にて紹興商と稱し其の名ある所以は當府の附近に產するにあらず會稽、山陰(二縣ともに紹興府の下にあり)に產するものを名づけて紹興繭と云へり

大略以上の如くにして杭州附近一躰に蠶業隆盛にして一方には製絲の業新に起りて益々進歩の傾きあり然れども此の地方は一躰に蘇州無錫の地に比すれば養蠶家自ら絲を製して絲にて織機屋又は問屋に賣るもの多く繭にて賣るものは餘り多からず近年二三年間に年々增加し來りたりと云ふ

殊に地味、桑園ともに蘇州無錫の地方に及ばざるものあるが如し唯だ嘉興湖舟の邊は少しく優れるものゝ如し

以上の次第なるを以て內地に益々工場の增加するときは支那製絲の輸出益々多きを加へ絲質の善良なる需用者の好客たるべく我生絲の缺點多きに比すれば實に恐るべき强敵(きょうてき)なり今にして清繭を盛んに輸入するの道を講じ其の手段を施すは今日の要務(ようむ)なるべし

廣東

廣東に出づるの前香港に於て獨逸領事の調査(ちょうさ)に係る廣東蠶の統計を得たるに左の如し

廣東省全部の產額(二十八年度)

第一期	四月未收	四、〇〇〇担	第五期	八月未收	一三、〇〇〇担
第二期	五月未收	一〇、〇〇〇担	第六期	九月未收	五、五〇〇担
第三期	六月未收	六、五〇〇担	第七期	十月未收	二、五〇〇担
第四期	七月未收	六、五〇〇担	合計		四八、〇〇〇担

右の內三分の二は內地用にして內地用三分の二の一分は疋物に製し一部は切れ品に用ひ一分は縫箔となりて海外へ輸出するなり

其の餘の二萬担は生絲の原料にして生絲となりて米歐、又は東印度の地方に輸出す即ち左の如し

歐洲	一四、〇〇〇担	印度	三、〇〇〇担
米國	三、〇〇〇担	合計	二〇、〇〇〇担

而して廣東の七里絲の相場は一ピクルに付き

一等	四三五弗	三等	四〇五弗
二等	四二〇弗	四等	三九〇弗
		五等	三八五弗
		六等	三八〇弗

廣東器械製絲

等級	デニール	價格	等級	デニール	價
一	13/15	六二〇弗—六〇五弗	二	13/15	五七五弗—五六五弗
二	10/12	六二〇弗—六〇五弗	二	13/15	五七〇弗—五六〇弗
二	9/11	六一〇弗—六〇〇弗	三	10/12	五一〇弗—四九〇弗
二	11/13	六〇〇弗—六〇〇弗	三	11/15	五一〇弗—四九〇弗

廣東に至りて禮信號と云へる有名なる絲屋にて全地の景況を聞くに全店にて取扱ひ居る絲は左の如し

一担の代金

大江絲	白色にして太く麻の如き手當りあり	練減二割八分	四二〇弗
小杭絲	白黑昧をおび太筋なり	同	三八〇弗
七里絲	ハンヤシルク	同	四七〇弗

此の外生絲の種類は數多あり大碧石の如くにして廣東沙面(外國人居留地)にある米國人ロー商會を初めとし二三の商會にて買入れ各地に輸出するなり全地の絲は清國中部のものと同樣紐の丈け長くして繰返しに至り甚だ困難なるものなり

廣東の田舍にある製絲は器械製絲と稱するも上海邊のものゝ如くならず孰れも工場の規模小にして二三十釜より三四五十釜に至るもの多く且つ器械は孰れも木製にして殊に不完全なるものなり

桑園は浙江江蘇の如く行屆かず桑樹は一年毎に切り取るなり地味亦甚だ宜しと謂ふを得ず

殊に此の地の田舍に入りて養蠶製絲を見んとするも婦女子等の洋人を嫌ふが爲めに外人の行くあれば逃れて仕事場に在らざることあり一般此の如くなるを以て取調べ等には困難なり

廣東繭は恰も夏秋蠶の如き觀あり色は孰れも我が青白の如く金光種の薄色の如き色を帶べり殊に麁餘多く彈力弱く到底粗惡の品たるを免れず

廣東を去りて墺門にて支那人所有の(カンチョンロン)と號する製絲所を見たりしが工場は一個人所有にして釜數八百工女八百人其他の男女を合して八百五十人あり木製にして繰鍋煮鍋とも一個にて兼用す玆に尤も一驚を喫したるは接緒するに指にてせず竹の丸箸を手に持ち竹の箸にて日を付けるなり其の狀實に容易にして彼等の手の馴れたるは驚く許りなり

此の工場にて一日一担の生絲を製造す即ち一人工女一日僅に二十匁

幣	800	Rb. 1^{00}	一人工女一日 average 匁 20^{00}

なり此の如く少量なる所以は器械の不完全なると工女の使用宜しからざるとに由ると雖も抑も亦原料繭の極めて薄皮なるが爲め多くの升量を挽き揚ぐるも絲量は僅少なるに由れり

絲目の割合は左の如し

生絲一担	乾繭五担	生繭七担	

此の如く乾燥目方の割合に多量なるは實子の小にして且つ輕量なるに由れり實子小にして輕き故に之を乾すも敢て大なる差あることなし故に此の如きなり(當工場は廣東省内の第一大なるものなり)

前記の廣東繭の第八期に及ぶものは蠶見の發育より上簇に至るの間通計十五日間にて足ると云ふ亦以て絲量の少きを知るに足るべし

且つ成繭は四月より十一月に至るの間五六月期を以て最も良しとす十月以向の繭は尤も粗悪なりと云へり

乾燥法の如きも見るべきものなし

大略は以上の如くにして廣東省は概して粗悪の品のみなるが故に殊に練滅非常に多く養蠶の飼育、製絲の技術大に他日進歩することあるも天然の品質に至りては地味、氣候、即ち風土の然らしむる所にして到底容易に變化するものにあらず我邦の敵としては廣東の蠶業は敢て恐るゝに足らざるなり、

◎各府縣蠶種製造家諸君に啓す

大日本蠶絲會員　宮崎縣　宗村豐製裝

西陬の一寒生謹んで各府縣蠶種製造家諸君に寡告仕候諸君は夙に國家の大財源たる蠶絲業其又根本たる蠶種の製造に御從事被遊候段諸君御自身の御爲めは扨置き國家の大慶事として欣抃措く能はざる所に御座候隨て我縣の如きも輓近大に蠶絲業の必要を感じ諸君の御指導に從ひ着々從事日々進歩罷在候然れども尚ほ未だ幼稚の事とて蠶種製造抔も技術上の不熟練は勿論其製造額に於ても未だ縣下一般の需用を充たす能はず故に年々各府縣諸君の製造に係る蠶種を輸入し其需用を充たし幸に今は可なりに收繭も有之實に仕合の段諸君に對し大に感謝仕次第に御座候然るに近く一兩年は如何なる悪運の回り合せにや各府縣より輸入せし蠶種は檢査すれば不合格試育すれば不結果現に客年の如き本縣某氏の飼育に係る蠶兒の如きは某縣某社の有名なる蠶種なるに拘はらず微粒子の多きこと又結果の悪しきこと實に氣之毒至極の次第又信州某郡某氏より輸入せし九十枚内外の蠶種は發生後四五日或は十二三日にして斃死し一枚の好結果を生ぜしものなく又客秋輸入せし奥州某縣某氏の蠶種の如きは本縣組合の病毒檢査に於て一枚の合格を得ず實に我縣經濟上の損失を來たせしのみならず其事直に各製造元の信用に及ぼし今後輸入蠶種は如何なる人の製造に係るも到底信用すること能はざる儀に申者も有之樣相成り實に彼我兩方の損失と被存候に付き今後は何卒種類の上に病毒の上に充分の改良を加へ充分の滅毒を行ひ需用者に大安心を得さする樣眞個に御着手願上度ことに御座候新聞や雜誌を擂き候得者ヤレ種類は何々ヤレ我家は先祖代々蠶種製造に從事する云々ヤレ博覽會で賞與ありたり云々ヤレ御用云々ヤレ學士が云々博士が云々と實に大層らしく賣聲告見た樣に御披露被遊候ても決して〳〵信用は出來申さず候に付き廣告よりは醜つて眞心に帰ぬ利己よりは信用を考へ家を益することよりは國と云ふことを思ひ兎に角蠶種を多く製造して一攫千金を得るよりは良種を少しつゝ製造し以て千年の信用を御計畫ある方自己の爲め家の爲め否國の爲めに相成ること〻愚考仕候先輩諸君に對して斯の如き事申上候は實に釋迦に説法と同じく疾く〳〵御了得の事とは萬々承知罷在候得共言はで止まざること偶感相起り申候に付失敬を顧みず陳述仕候蓋し彼の蠶種製造上病毒撲滅上蠶種賣買上大に其弊害を嬉めんが爲め法律として發布せられんとする最好良の鐵案なる蠶種檢査法案に反對する人も有之申候而して其反對者が門外漢ならば素より論なしと雖も堂々たる蠶種製造家の内に有之申樣承候ては實に奇怪に堪へざる所に御座候而して又彼等反對者(製造者)にして微粒子病其物に對しても決して恐るべき病原にあらざるものなり抔申され候樣承るに於ては驚愕の外無之候世界の學者博士の證言を待たず論より證據實際微粉子毒を有する蠶種は其少きは一年は兎や角平作有る年柄も無きにあらずと雖も二年三年と打續け候時は決して〳〵收繭一粒だも見る能はざる樣に相成り申候ことは確實なる實驗にて候然るに該法案は不必要だとか頑迷だとか非干渉主義こそ却て事業の發達に便だとか唱導さるゝ人にして蠶種製造家の内にあらんとは實に奇怪の至りに堪へざるを以て斯の如き釋迦に説法も申上げざる可からざる次第に御座候抽者素より干渉を好むものにあらず可成的事業の上は放任發達致度ものと考へ居るものに御座候得共如何にせん新井毫君の所謂蠶業教育の發達普及して蠶種製造者が精神的に之を改良し實着に之を製造する樣に相成らざる以上は決して〳〵放任の良果を望む可からざること〻確信罷在候に前陳の如く本縣に於て不結果なりし輸入の蠶種は曾各地方に名ある人の製造に關するに於

てすら斯の如し況んや名もなき蠶商利己的製造家に於ては精神的とか蠶業教育とか云ふことは石に斧の譬へにて食ひ付く話には無御座候故に如何程干渉は好まざらんでも國家の上に於て大害を流す微粒子毒抔の事に於ては決して等閑に付すべきものにあらざる可しと稽存候各府縣蠶種製造家諸君よ國家の爲めと思召し表面よりは該法案に依て蠶種製造上の弊害を嚴正に取締ると共に裡面には各自製造家は己れを離れて精神的に改良發達の道を講ぜれんこと切に希望に堪へざる次第に御座候近年輸入の蠶種に限りて病毒非常に多く折角希望して着手せんとする事業の上に失望の念を起さんとするもの有之樣被存心配に堪へず併せて各府縣蠶種製造家諸君の將來の信用上如何をも考へ無遠慮にも卑見申上候次第不悪御熟考所上候早々敬具

●統計

●二十九年十二月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計

（大日本外國貿易月表に據る）

種目	數量	元價	收稅
生絲	七七五、五一七斤	五、五一一、八六一・一一〇円	一八三、二一六・一〇〇円
製糸絲	四〇一、九四一斤	三一五、〇五二・〇五〇	九、四九五・八九一
屑絲	四一九、五五一斤	二三七、六三三・二七〇	二、九七三・五七八
眞綿	六斤	二〇・五〇〇	〇・三九四
計	一、五九七、〇一五斤	六、〇六四、五六六・九三〇	一九五、六八五・九六三

●二十九年十二月中絹布類輸出數量元價統計（仝上）

種目	數量	元價
縮緬	一〇八反	一、四五三・五〇〇円
羽二重	六七、八三八反	一、一三〇、二五七・四三〇
他の諸絹布類	六、七八六反	二四、六五六・八三〇
絹綿布類	二一四反	一、三七二・二〇〇
絹布手巾	八三、二二一七打	二六一、九三七・一五〇
絹製品類	七四、九四六反 八三、二二七打	二六、四三九・九六〇 一、四四六、一一七・〇七〇
計		

●廿九年度佛國蠶業統計（佛國農務省農務局調査廿九年十一月廿一日報）大日本蠶絲會員　今井直次郎譯

蠶種搭立數	廿九年	廿八年	廿七年	廿六年	廿五年
養蚕人員	一四五、三一〇人	一三九、九九六人	一五四、七三三人	一四八、九七一人	一四一、四八七人
佛國蠶種	二一二、二八四ケース	二〇三、八五五ケース	二三〇、九八七ケース	二一二、三九〇ケース	二一三、九五九ケース
日本蠶種	一、二六八	一、三〇八	一、七四六	一、九三三	五八三七
日本復製種	四、八五七	五、六四〇	五、四七三	五八三七	六、四七六
其他の蠶種	三、四三四	一、六二四	五、五九〇	四八五〇	四、一四〇
合計	二二一、七四三	二二一、四二七	二四〇、七九六	二二五〇、一二	二二七、一五七
生繭産出高					
佛國蠶種	八、九五八、一五五	八、九六八、〇二二	一〇、三〇八、〇八四	九、五二四、一三七	七、三〇五、〇八六
日本蠶種	四二、五三五	五〇、三〇〇	五一、四四八	六七、四三五	七三、四六六
日本復製種	一八九、六六七	二一九、六一四	一四七、七五九	二一一、八四九	一八一、二二一
其他の蠶種	一二八、四〇八	六二、三九一	七七、二〇〇	一八三、六八四	一二〇、三九六
合計	九、三一八、七六五	九、三〇〇、七二七	一〇、五八四、四九一	九、九八七、一一〇	七、六八〇、一六九

蠶種對照表	佛國蠶種	四二、一九九	四三、九〇〇
一種ずつ	日本蠶種	三六、四一七	三八、四五七
スンチ收合歩	日本復製蠶種	三九、〇五〇	三八、九三八
	其他の蠶種	三七、三九三	三八、四〇八
	平均	四二、〇二五	四三、七八三
蠶種川繭類		二八六、四九〇	三〇七、八四六
右繭より得たる蠶種類		七一三、五四四	九〇三、一二九
一蠶製生糸	佛國蠶種	八、九四	九、二一
スンチ種價	日本蠶種	八、八三	八、六〇
の格	日本復製種	九、五一	九、三四
	其他の蠶種	八、五二	九、一三
一蠶一基の蠶種價格	佛國蠶種	二、六六	二、八二
	日本蠶種	二、六一	二、五六
	日本復製種	二、五九	二、七七
	其他の蠶種	二、四七	二、七〇
用	佛國蠶種	三、五〇	三、五三
	日本蠶種	三、三九	三、三五
	日本復製種	三、三三	三、三〇
	其他の蠶種	三、二五	三、八八

	佛國蠶種	四四、六四六	四四、八四二
	日本蠶種	二九、四六〇	三四、八八六
	日本復製蠶種	二六、九九八	二七、九八四
	其他の蠶種	二九、八〇七	三七、八七四
	平均	四三、九五六	四四、三八四
蠶種川繭類		二六一、七三六	二五一、四八一
右繭より得たる蠶種類		七〇〇、九五九	四七二、八五三
一蠶製生糸	佛國蠶種	九、八三	一、四一
スンチ種價	日本蠶種	九、八四	一一、二一
の格	日本復製種	九、九八	九、五三
	其他の蠶種	九、六四	九、四四
一蠶一基の蠶種價格	佛國蠶種	二、六〇	二、六四
	日本蠶種	二、七四	二、六六
	日本復製種	二、五五	四、六五
	其他の蠶種	三、三一	四、七一
用	佛國蠶種	四、四六	五、〇九
	日本蠶種	三、九一	五、七五
	日本復製種	五、三六	四、九六
	其他の蠶種	四、九六	六六三、八七七
			一〇、〇〇
			九、四八
			三、二五
			三、二六
			三、九五
			四、九一
			四、二二

問答

◎蛾體檢査に就て質問

大日本蠶絲會員　高田子之吉

一蛾有毒のものにして或る部分に由りて病毒の厚薄又は有無等の如きこと無きや余の實驗する所に據るに一蛾中初め尻部を取りて檢査し無毒と觀たるものを再び腹部を取りて檢査するに病毒顯はれ又は頭部に於て大に顯はれ或は頭部に無くして腹部に有り若くは尻部に有りしことあり尤も洗方には十分注意せり果して此の如きことあるものとすれば全蛾檢査にあらざれば無効のものなりと推考す如何

答　大日本蠶絲會技藝委員　理學博士　佐々木忠二郎

蠶蛾に微粒子の寄生するや先づ其消食筋肉脂肪等を侵し夫より漸次生殖器を侵すものなり生殖器は腹部に存するものなれば腹部を丁寧に檢査して此中に微粒子無ければ無論其產したる卵子には微粒子を存すること無し但し腹部に微粒子を存すること無きも頭胸の兩部に微粒子を含むことあらば蠶躰は幾分か衰弱するものなれば其產下せる卵子の如きは假令微粒子を含まざるも全く健卵なりとは云ひ難かるべし

◎卵巢の數に就て質問

大日本蠶絲會員　平田獅子太郎

卵巢中の卵多きものは六百四十三粒最も少きものは五百四十九粒を有すと或人は云へり果して然るが敎示を乞ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　理學博士　佐木々忠二郎

平田氏は蠶蛾の卵巢中に存する卵數を質問せられたるも蠶蛾の種數を示されざるが故に答案に苦めども假りに赤熟蠶種の蛾の卵巢中の卵數と見なさば其卵數は約そ七百粒前後なり之より多數若くは少數なること無きにしもあらざれども一蛾づゝ精査するに非ざれば確實の返答を爲すこと能はず

◎繭形の變化に附き質疑

大日本蠶絲會員　前澤濱次郎

蠶兒眠起長時間の絶食にて餓死せしものは概して繭形大にして短時間にて餓死せしものは小形なり是の如く餓食の如何に由り繭形に變化を來すは如何の作用に因るや教示を乞ふ

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　河原次郎

答

農務局蠶業試驗場に於て餓食の早晩に關し其の得失を試驗せられたることありて蠶事報告第十號に掲載せられたる成蹟に依れば華氏七十度内外にて飼育する場合には三眠起迄は蛻皮後十二時間を經て飼食するを最も良しとし此れより遲ければ幾分の衰弱を招き其繭は概して絲量少なし然れども實際全躰の蠶兒を皆一時に蛻皮せしむるを得ざるを以て其中生長の度中間に位する多數の蠶兒が蛻皮してより十時間乃至十五六時間を經過して桑付けするを緊要とす但し四眠起は二十四時間待つも差支なし而して繭一顆の平均重量を觀るに餓食を遲延したるもの必ずしも重からず其形狀は著るき差違なかりしと云ふ蓋し桑付け遲きに過ぐれば起蠶を衰弱せしむるが故に其後の發育も稍遲鈍にして充分生長せざるもの多く繭は一般に小形なるべし即ち予の意見は問者の謂ふ所に反對せり然れども其長時間短時間とは十時間内外と一二時間との比較ならば桑付け早ければ遲からしめたるものゝ如く蠶躰諸器官の働作未だ不活潑なる中に桑葉を喰はしむるを以て其發育を害し繭の形狀小なるべし

◎桐下の桑に就て質疑

大日本蠶絲會員　西海石榮吉

桐樹の下の桑は蠶に害あり是れ降雨の際桐葉の液汁を混じて滴下し桑葉に附着するを以て此等の桑を蠶兒に給するや爲めに中毒して終に斃死するものなりと云ふ説あれども果して實際の事なるや余も曾て桐樹の下に植付けたる桑葉を摘採して蠶座一枚(四眠起四日目の蠶兒)に一回給與し三四時間の後ち之を檢したるに七八頭の硬化病に罹りたるものを見出し未だ白色を呈せざる内に之を拾ひたり然るに給桑の度毎五六頭づゝの同病蠶を見て上簇迄に其過半を失へり然れども他の箔には此病蠶を見ずされば右の病蠶を生じたるは蓋し桐下の桑を給したるに由るか又他に原因の存するありて然るか教示を仰ぐ

答

大日本蠶絲會技藝委員　理學士　農學士　堀正太郎

桐樹の下に生育せし桑葉を以て蠶を飼育するときは有害なりとの説往々之を耳にせり然れども是れ桐葉に含蓄する或る性分の降雨の際に桑葉に滴下して然るや否は未だ俄に判斷を下す能はず製藥家の説には桐葉には別に蠶兒に有害の性分を含有せずと果して然らんには有害性分の附着する爲めにあらずして桐の如き濶葉樹の下に生育する桑樹は多く煤黴(Cercospora)の寄生を受くるものなるが故に此等の關係にあらざるなきか又降雨歇みたる後ち用濶なる桑園の桑樹は空氣の流通宜しきが爲めに早既に桑面乾燥して濕氣を帶びざるに桐下のものは桐葉より點滴する水分の爲めに永く乾燥することなかるべく從て諸種の菌類之に寄生し易かるべし斯の如き桑葉を給せば決して無害と謂ふを得ざるべし問者は四眠起四日目の一蠶箔に限り終始桐下の桑葉のみを給せしものなりや甚だ判然し難きを以て説明書にあるが如き死蠶の多かりしは直ちに桐下の桑葉を給せし爲めなりとの判斷を下すこと能はず予は度々斯の如き質問に接す問者宜しく次回の養蠶期に於て精細なる試驗を擧行して其眞僞を確めて可ならん説明書に硬化病とあるは前後の行文の意味より推せば白殭病(おしやり病)の義ならんかと察せらるる若し果して然らば白殭菌の偶然桐下の桑葉を給せし時に侵入したる迄の事にして桐樹には殆んど關係

なきものなり

（編者曰く桐樹下桑葉の事に關しては本會報第五十五號問答欄内にも質問應答あり宜しく參看せらるべし）

◎桑園開設及蠶種鑒別に就て質問

大日本蠶絲會員　小林來男

(一)高山の頂上に豐沃なる平地あり普通の桑園となすことを得るや否や但し暴風に逢遭すること多し

(二)冬季蠶卵を見て一化蠶種の二化若くは三化蠶種と混在せるを鑒別するの方法を問ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　木村九藏

(一)高山は他の植物を作り得べき程なれば桑園と爲すも差支なし尤も暴風を豫防するには百間乃至百五十間毎に適當の防風樹を植うるを要す

(二)一化蠶種中變化性の如何は春季の際は色素に依り容易に判別すべきも冬季に於ては甚だ判別に苦しむ現に一蛾撰蠶種の飼育を試み更に蠶種を製したるに其内幾分か二化せるものありしことあり孰れも早き分に多く顯はるゝは常に認むる所なるも右違き未來の鑒別は未だ其法を知り難し

◎生絲貿易に就て質問

大日本蠶絲會員　大森孫十郎

米國大統領の改撰に附き可銀黨敢を取り非銀黨マッキンレー氏當撰せし爲めに我帝國貿易業に及ぼす變動少からずと考ふ就ては我生絲界現時如何の變動を顯はし又顯はさんとする乎且つ三十年の蠶業上如何の影響を蒙るべき乎事實上及想像上詳細の教示を請ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　橋本重兵衛

米國大統領の改撰に就て非銀黨の候補者マッキンレー氏當撰したるに付き同後我蠶絲業に對して如何なる影響あるべきやとの問に對しては先づ二十九年度蠶絲業の不況なりし原由より縷陳せざるべからず勿論從來持續の不況なればなり而して二十九年蠶業の不振は二十八年（西暦千八百九十五年）米國への輸入したる各國の蠶絲夥しく增加したるため遂に荷物の堆積となり供給頓に需用に超過したれば其極澄賣の弊に陷り價格漸く下落し却て荷物多く本年度に持越したるに因るものゝ如し今最近三ヶ年間同國蠶絲輸入高を統計により示せば左の如し

	歐洲より	香港より	上海より	日本より	合計
明治二十六年度	五八七七俵	四四一四俵	六三三六俵	一四四二二俵	三〇九四九俵
同　二十七年度	七三〇一	七〇二六	八〇一七	二六八一九	四九二六二
同　二十八年度	九五九一	一一六八一	一一九三一	三三七四九	六六九五二

以上の如く二十八年度は意外に輸入高を增加したるを知るべし是蓋し二十九年度は不況を招きたる一大素因にして假令一朝俄に非銀黨の候補者勝を制したればとて咽喉の急に景氣を挽回なし得べき所以の者に非ず況んや別に左の數因あるをや

云はく世界商業の不振は主に太陽の變化に起因す例へば地球の十回轉を爲す毎に太陽は一回轉をなすものとして其一回轉毎に人心に變化を來たし延いて一般經濟社會に著しき變動を與ふるものゝ如し英國著名の經濟學士セボンス氏も亦此商業不振を以て太陽の回轉に歸し而して其回轉のために起りたる恐慌後一二年間は尚ほ引續き商況不振にして其變化より三ヶ年の後には商況又回復し後八ヶ年間は

又不振を見るものに非ずと說破せり

今英國に於ける經濟社會驚慌の沿革を揭ぐれば千七百五十三年、千七百六十三年、千七百八十三年乃至四年同九十四年にして十九世紀には千八百十四五年同廿五年同三十五年乃至九年同四十五六年、同五十六年何れも非常の大驚慌なりし

以上は單に其年代を示すに過ぎざれども以て其太陽の回轉如何に起因するの理由を知るに苦まざるべし（其他學者博士の高說あれども直接に主要なければ畧す）而して去廿八年度は實に其回轉のために當然來るべき恐慌襲來の年柄に相當して廻いて千八百九十六年に及ぼしたるものとす

而して向後の景況は如何ならんかと云ふに現に廿八年の如き米國輸入の蠶絲は頓に減少し來りたれば追々堆積し居たる蠶絲も漸次需用し盡すべきと一は以上の太陽回轉のために起りたる不況も自然の結果として漸次回復し來るべきは洵に當然の數理なりとす然るに或る論者はマツキンレー氏の當撰を見て同氏は有名なる保護貿易論者なれば定めて此輸入蠶絲に對しても亦重稅を課すべしと杞憂するものある由なれども這は畢竟事實を知悉せざるものゝ曩語たらんのみ今マツキンレー氏が前期大統領時代に於ける關稅率と現行の關稅率とを比較して同氏が蠶絲に對する關稅方針如何を示し參考に資せん

米國輸入品關稅率

種目	マツキンレー氏ノ關稅率	現行の關稅率
生絲、空繭、屑物	無稅	無稅
茶	仝	仝
麥稈眞田	仝	仝
絹手巾（縫箔を施したるもの）	從價 六割	從價 五割
織物及絹絲を以て織出したるもの	仝 五割	仝 四割五分
石炭	一噸に付 七十五仙	一噸に付 四十仙
精白米	一封に付 二仙	一封に付 一仙半
玄米	仝 七厘五毛	仝 七厘五毛
樟腦	仝 四仙	仝 三仙
陶器（彩形を施さざるもの）	從價 二割五分	從價 二割
仝（彩油を施したるもの）	仝 六割	仝 三割
仝（白油を施したるもの）	仝 五割五分	仝 三割
仝（金瑁石の彩色を施したるもの）	仝 六割	仝 四割
仝（彩色を施さざるもの）	仝 五割五分	仝 三割
編織其他鐵物を以て製したる器具	仝 四割五分	仝 三割五分
綿氈	仝 五割	仝 三割
漆器	仝 三割五分	仝 二割五分

以上の如くにして假令マツキンレー氏が保護論者として自說を實行し得るとするも蠶絲に對しては課稅したることなき事例あれば恐くは向後も此方針に據ることならんと思考するにより決して杞憂すべきものに非ずと信ず唯絹物に對しては或は多少の增額（課稅）するも計りがたしと考ふ

右の如く向後は無論多少の好運を卜し得べしとするも我蠶絲業者に於て銳意生絲の改善に努め以て他

日の機會に乘ずるの考案なくんば吾輩は唯憂ふ折角の好時機も空しく雲散霧消し去らんことを

●外報

●人造絹絲近況

佛國に於ける人造絹絲の近況に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より昨二十九年十月十六日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

人造絹絲發明者シャルドヂーは當佛國デゥー縣下ブサンソンに一箇の工場を設立し人造絹絲の製造に從事しつゝあり近頃英米に於ても同發明者の專賣權を買收し人造絹絲製造會社設立の計畫あり此事我新聞紙の報ずる所と爲るや忽ち世間の一大問題と爲りて我當業者は頗る天然蠶絲の前途を憂ふる所あるが如しと雖も當地絹業者社會は人造絹絲發明の當時に於ては大に注目し是が講究の勞を取る者ありしが其結果人造絹絲の名あるも天然蠶絲を代用するの實なきものと認めたることなれば今日英米に該人造絲製造會社の計畫あるも敢て顧慮せざるものゝ如し乃ち當地蠶業雜誌の如き亦之を評論するの勞を取らざる位にして當地に於ては本邦に於ける如く蠶業上の大問題として認めざるのみならず頗る冷淡なるが如し而して彼の人造絹絲は其外觀天然蠶絲に彷彿たるも未だ可燃質を全脱するに至らず其品質は脆弱にして伸力を缺き經絲に適せず尤も綿絲若くは其品質相當に之を應用することを得べしと雖も其價高直なれば之を使用するは不經濟なり則ち一基の代價凡そ二十五法乃至二十七法なれども其比量蠶絲より一層重ければ比較的に高直なり而して又人造絹絲の最も細小なるものと雖も纖度六〇にして未だ蠶絲に匹敵すべき細絲を得るに至らず或は將來拵蠶絲を代用することを得べしとの說あれども天然蠶絲の將來を憂ふべき價値あるものとは當地當業者等の認めざる所なるが如し要するに目下の所我當業者が人造絹絲に對し蠶絲貿易の前途を苦慮するは所謂杞憂に屬すべしと信ず

●米國大統領選擧結果の里昂絲況に及す影響

米國大統領選擧結果の里昂蠶絲商況に及す影響に關し同地駐在帝國二等領事山田忠澄氏より昨二十九年十一月十六日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

北米合衆國大統領選擧の結果金派のマッキンレー氏當選したるは當國實業社會の一般に滿足する所なりと雖も其影響の當地絲況に波及する所世人の豫想外に出で絲況の勃興を見る能はずして蠶絲の需要は僅に當座用の取引に止れり尤も絲價は依然堅固なるも久しく豫期せし絲況回復の期も更に又遷延の姿と爲りたるを以て當業者は聊か失意の體なり併し當選後日尙ほ淺きを以て目下直に之が批難を加ふるは少しく早計なるが如し茲に大統領當選の當地絲況に對する影響如何を記し我當業者の參考に供す

當地絲況の未だ回復せざる所以は天候不順にして本年秋季用絹布の巴里に於ける賣捌悪しく加之前年仕入絹布の在荷にして同府呉服店に今尙ほ堆積するもの尠からざるより來春季用絹布の注文も自ら豫期するが如き事情ありて大手口の注文乏しく隨て當地織元を蹴舞し原料絲の仕入を保すべき元素なきの致す所なるが如し

本年第一週間に於ける取引品は專ら東洋產絲なりしが第二週間に於ては歐洲ブルース及シリー產絲に轉ぜり是れ東洋市場の强氣なると當地に於ける東洋絲の在荷缺乏せるとの結果なり然るに我當業者は向後尙ほ絲價を維持し得べきや若し絲價を廉にし賣捌を急ぐが如きことあらんには忽ち其影響として當市場に於ける我絲價の低落を來すや期すべきのみ成は市價下落せば隨て需要起るならんとの說もあれども絲價下落の傾向を示さば益々其下落せんことを期し買手に於て其仕入を猶豫するは

從來の經驗に徴して明なる所なり然れども強氣一方に走るときは終には我產絲の需要と共に賣捌の機を失するの懸念なしとせず故に絲價の維持を努むるに度を失せざると同時に漸を以て賣放し當地著荷をして一時に累積するが如きことなからしむるは蓋し商賣の得たるものなるべし

◎紐育生絲商況　米國紐育に於ける生絲商況に附き同地駐在帝國一等領事内田定槌氏より昨二十九年十一月二十五日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

當國大統領選擧前に當り金銀兩派互に競爭し勝算孰に歸するや人々豫想し能はざるの時に於ては市場の取引殆ど中止の姿なりしも荏苒選擧當日に迫るに及びて金派マッキンレー勝利の兆候世上に傳播せし以來當業者は商業の前途に於て恐慌を惹起するが如きことなしと見込み人氣頓に恢復し當時已に選擧當日以後に於ける賣買價格を引上げたり又輸入商は今回選擧の結果を氣遣ひ當分の間著荷を其儘稅關の倉庫に殘しブライアン當選の場合に於ては之を他國に輸出せんと企てたる者もありしがブライアン失敗の報に接したる以來は關稅を納めて之を市場に移し爾來可なりに取引を爲すに至れり之を要するに昨今の市況は未だ頗る上景氣にはあらざるも選擧前に比すれば稍〻好景氣に向ひたりと云ふべし

然るに當今は日本生絲の在荷當市場に缺乏し多少の在荷も高値を唱へて之を賣放つ者なきより從來本邦品を有したる販路は漸く他國品の占有する所と爲り今や織屋が來春需要品の製造に著々從事して生絲を買入るゝに際し廣東機械絲は日本繰返絲二番及其下等品の代用と爲り支那人製器械絲は日本繰返一番及一番二分の一の代用と爲りて賣捌け伊太利絲も亦日本絲の代用と爲りて相應に賣捌け行けり

當國大統領選擧前後に於ける生絲及撚絲の相場を掲ぐれは左の如し

生　絲

六箇月拂（選擧前）			
日本掛田最上より二番まで	呼値 二・七/八—三・三/八	日本器械特別より一番まで	三・四〇—三・六五
日本繰返一番及二番まで			
六箇月拂（選擧後）			
日本掛田最上より二番まで	三・二五—三・五〇	日本器械特別より一番まで	三・五〇—三・七五
日本繰返一番及二番まで	三・二五—三・五五		

撚　絲

四箇月拂（選擧前）			
日本縱絲最上より二番まで	三・九〇—四・四〇	日本横絲器械、繰返及掛田	三・二五—三・七五
四箇月拂（選擧後）			
日本縱絲最上より二番まで	三・九〇—四・四〇	日本横絲器械、繰返及掛田	三・五〇—四・〇〇

◎雜　報

◎評議員會　大日本蠶絲會にては二月六日午後第一時より神田區美土代町二丁目一番地事務所内に於て評議員會を開けり出席者は星野長太郎、本多岩次郎、岡毅、大島正義、高木三郎、高橋信貞、練木喜三、松永伍作、青山元、兒玉實詮、足立元太郎、下田伊左衛門、芝山直清、平野師應の十四氏なり當日の議題は

來る三十三年佛國巴理府に於て開設する世界大博覽會へ出品蠶絲の取扱委托請願書を臨時博覽會事務局に提出するの可否

にして二三の質問ありたる後ち星野長太郎氏は去る二十六年米國シカゴ府に於ける萬國大博覽會其他從前本邦より參同したる外國博覽會の例證を引きて參考上陳說する所あり夫より採決したるに本題は滿場一致を以て否決し第四時散會を告げたり

◎西遠支會設立　靜岡縣下遠江國濱名引佐二郡に於ける大日本蠶絲會員合同一致して蠶絲業の改善を圖る爲め今般西遠支會設立の儀を本會に向つて申請せるに由り本月十二日之を認可せり該申請書及認可書は左の如し

支會設立認可願

大日本蠶絲會西遠支會を靜岡縣濱名郡濱松町に設置す

但し區域は濱名引佐の二郡とす

右御認可相成度此段奉願候也

靜岡縣濱名郡美島村

發起人總代　袴田善五郎　印

同　縣同　郡中郡村

同　青木彌七　印

明治三十年一月二十五日

大日本蠶絲會幹事長岡毅殿

明治三十年一月二十五日附申請大日本蠶絲會西遠支會設立の件認可す

但支會規則決定役員選擧の上は屆出べし

明治三十年二月十二日　大日本蠶絲會印

◎備荒儲蓄金支出の新科目　滋賀縣にては昨年五月縣下二三地方に於て桑樹に害蟲發生し桑葉の收穫甚だ尠なく爲めに蠶見をして徒死せしめたるもの多く殊に養蠶を以て專業とする者に至りては生計上非常の困難を來し遂に納租に堪へざるを以て地租の貸與を出願する者あるに附き夫々調査を遂げたる處孰れも備荒儲蓄法第六條第二號に該當するものと認めたれども明治二十三年大藏省訓令第三十四號府縣儲蓄金支出科目中相當の科目無きに依り救助費の項に蟲災貸與の一目を新設整理したしと昨年十二月二十八日附を以て同縣知事より大藏大臣へ上申せしに本年一月十五日附を以て內務大藏兩大臣より聞屆くる旨指令せり

◎蠶種檢査法案　本年の議會に政府より提出したる蠶種檢査法案は昨年の法案とは大差無きも其修正となりし重なる點は蠶種檢査の費目を國庫支辨とせしを各府縣の負擔とし且つ同法案は一般に施行するにあらずして其實施權を各地方長官に一任したるものなり

◎營業稅法と蠶絲貿易商　横濱の蠶絲貿易商組合に於ては營業稅法の施行に就て稅務署と見解を異にし右法理の研究を高橋捨六、菊池武夫、岸本辰雄、江木衷、長島鷲太郎の五辯護士に囑托したるを以て五辯護士は去る三日集會の上種々審議を凝したる末荷爲替金及繭買入れ金即ち生絲製造の爲め貸出す金圓は金錢貸附業と看做すべきものにあらず萬一行政訴訟を提起するも十分勝利の見込あ

りとの說に一決し其旨を同組合へ答へし由なるが組合に於ては緊急を要する事あるを以て五日午後第五時より臨時總會を開き委員より曩に大藏省主稅局長目賀田種太郎氏を訪問し生絲賣込問屋に對する營業稅法の說明を請ひしに同業者が生絲荷主に貸附くる金員即ち荷爲替金の如きは生絲なる特定物にのみ貸附くるものなれば金錢貸附業と看做すを得ず即ち仲買業なりとの說明を得しより其手續きを爲さんとせし際横濱稅務署より金錢貸附業として屆出の沙汰ありたる爲め再び大藏省に赴き稅務管理署長大塚氏に面會し前述の意見の相違し居るを確かめたれど同業者の營業法は一も二も無く金錢の貸附業なりとの挾揷ありたる旨の報告を爲したるが同組合全躰は飽く迄も仲買業として屆出る決心なるを以て組合員は滿場一致にて左の案を議決せり

一本組合員の營業は生絲仲買業なるを以て營業名は仲買業と爲し課稅標準たる報償金及び從業者人員を認め屆出る事

一稅務署より金錢貸付業の屆出でを爲すべき旨達せらるゝも本組合の營業は金錢貸付を營業するものにあらざるを以て屆出るに及ばず

一稅務所に於て金錢貸附業と認定し徵稅命令書を發布し本組合之れを受領する時は一時徵稅に應じ即時行政訴訟を提起する事

一前項の裁判に於て其結果不利の判決を受けたる時は直に各地方製絲家及び荷主に對し以來荷爲替附荷物の依托販賣は凡て之れを謝絕するものとす

◎生絲市場に就ての强弱說

强說者は曰く例年昨今迄には新絲當時より七八萬個の賣行きありしに反し本年は四萬個の輸出に過きず今日市場に三萬個の在荷を貯へ居ると雖も一度米國市場絹物の需用を喚起するあらば輸出品額不足の反動として需用は著るく嵩むに至らん況んや彼地の生絲商は疑れも昨年十一月頃に當り六ヶ月延べの先行きを試みたるもの多きを以て三四月の頃に入らば米國の買出づべきは明かなるをやと弱說者は曰く昨年絲價騰貴の時機はマッキンレー氏當撰前後に在りたるも我國の商人は徒に法外の强氣を持したる爲め却て清國伊太利に魁せられ痛く賣込まれたれば米國需用の大半は此等の生絲にて充さるべく又三四月頃に至れば養蠶生絲の入荷あるを以て目下三萬個の在荷は容易に減少すべしとも思はれずされば絲價は一段の安値を見ざる限りは捗々しき賣行きを呈せざるべし且つ昨年の我國養蠶の不作たるや絲質も大に損傷され同じ開明社の製絲にても前年と比するときは品に於て尙ほ五十弗の格違ひを生ずべしと云へば相場は六百弗內外に甘んぜざるべからずと主張し類に定期市場に賣込み居れり勝算は兩說孰れに歸すべきか

◎米人の生絲檢査所談

米國紐育府の生絲商にて米國日本支那貿易會社の重役なるロベルト、クリスチー氏は日本及支那の實地を視察する爲め此程我邦に渡來して內地の各製造所を遊覽したる後ち同會社の橫濱支店なる八十九番館より岡本忠氏と共に橫濱生絲檢査所を參觀せるが氏は人に語りて云へるやう日本生絲檢査所の檢査器械が斯くも完全に備具せるは實に豫想の外にして且つ檢査の方法周到綿密なるも亦然り加之官設にして賣買兩者の中間に介立し其確實なるを證明すると又檢査料を徵收せざるが如きは日米間の生絲貿易上直接に遺益あること尠なからざるを信ず我等歸國の上は紐育府及パタソン市の生絲商幷に機業家に勸告し將來日本より米國へ輸入の生絲は該檢査所を經由して正確

なる檢査證あるものによりて賣買せしめんと欲す然らば取引上圓滑にして彼我の便益のみならず殊に我米國の生絲商幷に機業家の受くる便利は眞に莫大なり故に歸國せば直に關係ある人々と協議し卒先して該檢査所を經由したるものを取引するの制度を定めんと思惟す我米國紐育府の生絲檢査所は私設にして未だ十分の信用を置くに足らざるも日本生絲檢査所は官設にして公平なるものなるに由り其設立は爾來日米生絲貿易上一大進歩を與ふる大機關なりと云ふも決して過言にあらず云々

◎同伸會社の營業に就て　我邦生絲直輸の率先者たる横濱の同伸株式會社は明治十三年の創立に係り爾來十八年の久しき時に或は盛衰浮沈無きにあらざるも其克く業務を失墜せざるは社員諸氏の勤勉と忍耐とに由らずんばあらず最初は米國は勿論佛國にも支店を置き且つ濱賣をも爲したりしが二十七年十一月に至り濱賣と佛國賣とを廢して專ら米國賣に從事することゝなし以て今日に至れり今同社が創立の當時即ち十四年より二十八年度に至る間の營業の調査と云ふを聞くに生絲の輸出高三萬七千四百七十九俵、輸出稅納附高八十九萬千零二十五圓、電報料七萬九千百五十圓なりと云ふ

◎甲九十番の大手合　久しく鎭靜なりし横濱生絲市場も去る五日俄然甲九十番が打て出でたるを爲め近來稀なる活氣を示し相場も十五弗方の小締りを告げたるが同商館の擧動に就て或人は說を爲して曰く昨年來米國の商業不振の程度は極めて廣く且つ深ければ其回復は徐々にして而も堅固なるべけれども俄に活動を起す如きことは決してあるべからず故に同商館の今回の大手合も眼先の需用を望みしに非ずして賣人の賣氣に乘じ底直をドシ〳〵買ひ込みて今後の需用を待つ思惑買ひなるべし云々因に記す同商館に於て五、六、七の三日に諸店より引込たる信州器械の數は二千六百六十一個半なるよし

◎强制的蠶種の販賣　山形縣東村山郡に郡立養蠶傳習所なるものあり郡内の子弟に養蠶術を敎授するの目的を以て設立したるものなるが同所長風間一貫氏は專斷を以て同所を普通營業の蠶種製造所と爲し已れ其の製造者の鑑札を受け原種用蠶種普通製六百餘枚框製蠶種一萬六千枚を造り自身郡書記の職を兼ねる所より郡内各役場に移牒し强制的に盡く之を賣り附け郡内の蠶種營業者をして大に憤怒を起さしめたり而して此の事件に關し郡衙及縣廳は自ら規則を犯したるの跡あるを發見せり幷は明治二十七年縣令第十六號に蠶種を製造せんとするものは其の組合事務所を經由して鑑札を出願すべしとの旨を規定しあるにも拘はらず風間氏は直接縣廳に出願し縣廳も亦之を許可し、加之蠶種は必ず檢査を受くべき法文あるをも蔑視して風間氏は其の手續きを爲さゝりしに郡衙縣廳共に默して聊みざりしの所爲あり各營業者は之を聞いて此は不都合極まる所爲なりとの趣意にて目下盛に運動を始め居れりとの事なるが果して實事ならんには眞に言語に絶したる次第ならずや

◎本多技師の復命書　左に掲載する者は昨二十九年六月二十六日を以て歐米蠶絲業調査の爲め上途し米國より英佛伊瑞墺獨の諸國を順次實視して客月十二日歸朝せる農商務技師本多岩次郎氏が主務省の命に依り不取敢概要を摘記されたる復命書にして同氏は他日尙ほ詳細の報告書を編成せらるゝ筈なり

第一、本邦生絲需用の有樣

本邦生絲の海外各國に需用せらるゝは重に米佛の二國なるも就中米國へ輸出する額最も多きを占む而して今回實地に就き米國に於ける本邦生絲需用者の批評を聞知するに今日まで領事其他より數〻報告ありたるが如く其缺點の箇條實に夥しきも要するに左の數項に外ならざるなり

一、同括の生絲に細大あること

同括の生絲にして細大なることは數〻聞知するところなるが今實地に就きて調査するに實に一括中に八「デニール」より二十「デニール」の絲を生ずること稀ならず其不齊なること實に豫想の外に出でたり

二、絲縷に細毛を生ずること

是亦た甚しき缺點あるを以て最も改良を要すべき事項なり伊佛の蠶絲にありても亦た多少此の缺點を免かれざるも本邦絲の如く機織に上せて甚甚しく顯るゝもの稀なりとす現に「パタソン」に於て目擊せる本邦絲を以て製造せる織物中には其細毛著しく本邦生絲は今日に當り充分改良を施さざれば爾後米國に於て絹織物を製造するに供用すること能はざるに至るや明なりとす

三、節節の多きこと

是亦た大に本邦生絲の缺點とするところなり抑も生絲にして節節多きときは機織器械をして其運轉を鈍からしむるものにして上等絹布を製するにも今日に當りては節節寡き上等絲を以て經絲に充つるは勿論なりと雖も亦た下等絹布を製するにも節節寡き上等絲を以て經絲に供用する有樣なり何となれば下等絹布を製するには一人の織工をして一日多量の織物を製造せしめざるべからず一日多量の織物を製せしむる故に繰の運轉をして速かならしめ一分間百六十回乃至百八十回の運轉を要する有樣なれば此等下等絹布を製するにも經絲には上等絲を使用せざれば切斷多く爲めに器械の運轉圓滑ならざれば反て收支上不利を免かれざるなり斯く米國機業は成るべく上等絲を需用するの有樣なれば本邦當業者も宜しく此點に留意すること必要なること〻爲す

四、絡交の不完全なること

米國數少所の撚絲場を實見せしに日本絲の再繰は伊佛の絲と等しく繰り返し容易なるものありと雖も亦た甚だ困難なるものありて一分間枠の回轉數は僅に六七十回に過ぎざるものも尚健止せる枠四割あるを目擊せり然るに伊佛の蠶絲にありては決して斯の如き再繰に困難なるもの甚だ稀なりとす抑も米國は工男女の賃金甚だ高價にして右再繰に從事せる紅女の如きは一週日(六日間)金四弗の賃金なれば一日我一圓二十錢餘に相當せり夫れ斯の如く工賃は甚だ高きが故に再繰の難易によりては其工賃に大なる差異を生ずることなれば本邦生絲の米國市場に信用を得せしむるには絡交に注意して以て再繰を圓滑ならしむることを務むるを要するなり

五、同製絲場の生絲にして終始同一の品位を有せざること

同一の製絲場にして同一の商標を有するもの四季によりて其絲質に大差あること亦た日本絲の缺點とす然るに伊佛の蠶絲にありては同一の商標の下には常に同一の品位を有する生絲を出すが故に米國需用者は商標に據りて以て直に其品位を判別するを得べしと雖も慮らくは日本の蠶絲に限り其實物を實見するにあらざれば其品位を會得すること能はず從て賣買上間滯を缺く寡からずと爲す是亦た尤も注意を要すべき點と爲す

六、二本揚り三本揚り甚だしきは四本揚りあること

二本揚り三本揚り乃至四本揚りの絲は近頃本邦生絲に屢〻顯はるゝところの缺點にして是等數本揚りは撚絲の際工女の目に附かずして其儘「ボビン」に卷き付き撚絲を終りて其絲を檢査するときは恰も細大二種の絲を撚りたるが如く所謂縮絲を生じ機織の絲は縺りむらを生ずるに至る右數本揚りの因て起る原因は製絲所に於て再繰の際小枠と絡交器との距離長きが爲め

か室内に風の流通甚だしきが爲めか將た他に原因の存するありてか一絲切斷して他絲に繼結するより起るものなれば當業者は宜しく是等の點に就き講究して注意を怠らざること目下の急務と爲す

以上は即ち本邦生絲の米國に於ける批評の重なるものにして此等の缺點は務めて之を排除するにあらざれば本邦生絲は伊佛の蠶絲と競爭場裡に立て凱歌を奏すること能はざるのみならず終には伊佛蠶絲の爲めに經絲界を蹂躙せられ本邦蠶絲は綿絲界に徘徊せざるを得ざるに至るは明なる事實なりとす斯く本邦蠶絲にして夥多の缺點あるは或は本邦製絲業の退歩に基くべしと稱するものあれども是れ決して其退歩に起因すべきものにあらずして米國機業の發達速かなるに依るものとす即ち米國十數年前の機業と現今の機業とを比較するに工場の規模機械の精巧其進歩實に見るべきもの多し然るに顧て本邦製絲業の進歩如何を考ふるに其間多少の改良を企圖せるものありと雖も然れども一の以て記するに足るべきものなきの有樣なれば昔日の生絲を以て今日の精良なる機械に掛けんと欲す苦情なからんと欲するも能はざるなり而して現今尙米國機業は改良に改良を加へ駸々乎として進歩せるが故に本邦製絲家は宜しく海外機業の發達に伴ひ益ゝ奮て精良なる原料を供給するにあらざれば米國機業と本邦製絲業と其程度の差愈ゝ多きを加へ終には本邦生絲は米國機業に供用すること能はざるに至るや明なる事なりとす是を以て今日に當り本邦に於ける蠶絲は其產額多きを貪るよりは寧ろ其製品をして精良ならしむるを要すること目下の急務とす況んや今日に於ける米國機業家の生絲を需用するは價の廉なる下等絲よりは寧ろ高價なる上等絲にあれば從て上絲は之を下等絲に比するに其販路實に圓滑なるに於てをや

以上陳述せるが如き有樣なれば今日に當り宜しく之が救濟の策を講ずるは最も必要なる時機に際會せるが故に海外各國需用の有樣を調査して以て左の救濟策を得たり希くは此法を納れられて速に實行あらんことを

精良なる輸出生絲に奬勵金を附與するの件

夫れ奬勵金附與の事たる或は其當を失するときは反て害を遺すことあるは往々見聞するところなりと雖も此法たる決して斯の如きものにあらずして今日の急を救ひ本邦蠶絲の輸出を盛ならしめ需用者の嗜好に適せしむるに必要なる事項なれば左に其大要を揭げん

一、輸出生絲にして本邦生絲檢査所の檢査を經て左に該當するものには左に記する奬勵金を附與す

一、纖度均一にして一個中其差何「デニール」以內のもの　一個に付き　金何圓何十錢

二、類節寡くして五百「メートル」內何個を超過せざるもの　一個に付き　金何圓何十錢

三、絡交正しく再繰容易にして切斷なきもの　一個に付き　金何圓何十錢

四、强伸力優等にして

强力は何「グラム」以上のもの　一個に付き　金何圓何十錢

伸力は何「ミリメートル」以上のもの　一個に付き　金何圓何十錢

五、同製絲所の輸出生絲にして常に生絲檢査所の檢査を經

其成績終始均一なるもの（一年の終りに於て）　一個に付き　金何圓何十錢

右は奬勵金附與の方法の大略を示したるに止まるものなれども其程度と金額は更に充分の調査を經て確定の積りなり

第二、繭、生絲生產の有樣

米英二國は生絲消費國にして伊佛の二國は繭生絲生產國たり而して伊佛共其生產額は每年增加するの傾向にして其詳細は追て報告すべきも爰に一の記載すべきは伊佛に於ける繭生絲生產の有樣は之

を本邦に比すれば實に容易なりと云ふを得べし何となれば繭生産に就きては本邦と異り氣候湿潤ならず桑樹に縮葉病なく蠶幹に寄生蛆なし生絲生産にありても氣候の乾燥せるが爲め貯繭容易に且つ蛆害なきと原繭の良好なるが爲め解舒容易なるは實に欽慕に耐へざることなりとす

第三、養蠶業　附蠶の種類

歐洲に於ける養蠶業は伊國第一に位し佛國之に次ぎ瑞國墺國等又た之に次ぐ然るに前項に述べたる如く孰れも氣候湿潤ならざるが故に本邦に比して其飼育法容易なりとす從て斯業の發達は寧ろ本邦の下に位するが如し然れども亦た大に參考に供すべきものあり今其一二を舉ぐれば氣候の乾燥せるにも係らず湿氣を排除するに意を用ゆること切に光線をして蠶室内に豐ならしむるが如き其他學理を應用して實地に適用せしむるが如き本邦人の以て大に參考と爲すものあり殊に爰に特筆大書すべき事項は蠶の種類雑多ならざること是なり抑も本邦の蠶種は其種類甚だ多く或は名稱異にして其質等しきものありと雖も現今にありては其名稱は三百以上の多きに至れり然るに伊佛に於ける蠶種は大別して黄白繭の二種とし其飼育の割合は黄繭種九割五分白繭種五分にして黄繭種中には又た四五種あるも多くは生産地方の名稱を附するに止まりて其實相類似せるものあり是を以て伊佛の産繭は概ね同一にして本邦の如く一地區に數多の蠶種あるものゝ比にあらず宜なり伊佛兩國に於て生産せる生絲の品位一定せること豈に欽慕の至りならずや加ふるに産繭は孰れも解舒容易にして製絲上大に工費を減ずるなり斯く伊佛の蠶種は本邦の蠶種に比して良好なるは論を俟たざるが故に其原種を以て本邦蠶種改良の資に供せんと欲し伊佛に於ける最良の蠶種を調査せしに豈に圖らん現今伊佛に於ても自國の蠶種を改良せしめんと欲し支那蠶種を輸入して以て之に充つるの有樣なり夫れ斯の如く伊佛固有の蠶種は本邦蠶種に比しては解舒容易なるにも係らず尚支那蠶種を以て之が改良の資に供せんと欲す本邦當業者たるものの從來の蠶種に甘ずるの秋にあらざるなり宜しく廣く海外の蠶種を調査し其良好なるものを撰出して以て本邦原種改良に供用す可きなり然るに歐洲に於ける今回の調査の結果に據るときは伊佛の蠶種は本邦蠶種改良の資にあらずして必ずや其原種は近く清國にあること疑ふべからざるなり夫れ伊佛は遠く數千里の外にありて氣候亦た大に本邦と異れり然るに清國は我隣邦にして氣候亦た大差なきが故に其蠶種は寧ろ本邦の氣候に慣るゝこと容易ならん加之ならず繭質は伊佛に優りて概ね白繭種なるが故に爾今本邦の蠶種は其原を清國に仰がざるを得ざるなり是を以て今日に當り清國の蠶絲業を調査して其良好なる原種を撰出すること我蠶種改良の最大急務とす

第四、製絲業

製絲業も亦た歐洲中伊佛兩國を以て第一とし就中伊國の生絲製造高最も多額を占む而して今伊佛兩國製絲の有樣を比較するに佛國にありては規模小にして其數多く伊國は之に反し規模大にして其數寡きなり即ち佛國にありては其最も大なる製絲場は百人取りに過ぎざるも伊國にありては昔日は小規模のもの多かりしが漸次増大して大なるは百五十乃至二百人取あり其平均も亦た百人取りに下らず而して今回實地に就きて其業務を視察するに各所共に監督其法を得工女其技に熟達し加ふるに繭質亦た良好なり此三者に於て既に本邦製絲業の右に出づ豈に慨嘆の至りならずや即ち繭質に就きては各製絲場に於て殊に注目せしが孰れも同質良好にして頗躰の美麗なること本邦に未だ其比を見ざるなり且つ蛹肌に層絲を生ずること寡くして解舒實に良好なり從て伊佛兩國に於ける製絲器械は二口取り甚だ稀にして四口取り若くは六口取りを普通と爲す然るに今四口取りの製絲器械を以て本邦の繭を繰絲せんと欲するも解舒不良にして到底其業を全うすること能はざるなり故に今日に當りては繭質改良は本邦蠶絲業上の一大急務とす語を換えて之を云へば宜しく早く清國蠶絲業を視察し良好の蠶種を得て以て本邦蠶種を改良するの資に供用すること焦眉の急務と爲すなり

又た伊佛製絲工場内監督其法を得工女其技に熟し一見以て本邦工場内と其趣を異にするは彼の國にありては積年の經歴と數多の研究とによりて漸次に進歩せるの結果に依るものなるか本邦にありては器械製絲の如きは明治四年富岡製絲所創設以來のことにして年を閲する僅かに二十有餘年に過ぎず其間該所に於て多少工女を養成するに依りて今日の製絲業を維持せると雖も元來本邦にありては一の製絲研究所なく又た一の製絲傳習所なき故に現今本邦の製絲業は恰も暗中に物を索ぐるに異ならず從て伊佛の強敵を凌駕することは得て望むべからざるなり加ふるに現今本邦内製絲業の有樣を通覽するに家屋の新設器械の設置等は日に多く月に增加するの傾向なるも其眞に業を取り業に就くもの實に曉天の星なるのみ夫れ斯の如くにして經過せしむるときは終に本邦製絲は不測の悲境に陷ること明なりとす故に今日にありては宜しく製絲研究所を設置し傍ら生徒を養成して以て斯業の指導者たらしむると尤も必要なる事項と爲す夫れ蠶絲業中養蠶業の如きは既に西ヶ原に蠶業講習所ありて斯業の研究と生徒の養成を掌り各地方亦た傳習所ありて蠶業教育の普及を計れり染色機織の業にありても亦た然り獨り製絲業にありて此設置なきは最も遺憾とするところなり是を以て爾今本邦原繭の改良と共に製絲業に關する研究と教育の道を問くこと亦た緊要なる事項と信ずるなり

第五、蠶業教育

蠶業の教育も歐洲中伊佛を以て第一とし墺國之に次ぐ此三ヶ國にありては孰れも斯業專門の學校若くは講習所ありて其教育を掌れり即ち佛國にありては「モンペリエー」の農學校内に蠶業講習所ありランベル氏之が所長たり伊國にありては「パドク」に蠶業講習所ありベルソン氏之が所長たり墺國にありては「グルツ」に講習所ありてポルレー氏之が所長たり孰れも蠶業の教育を掌ると同時に斯業に關する研究に從事せり其他佛國にありては「ブランヂー」「オ、ブナ」の二ヶ所に模範養蠶所ありて實地飼育上の指導を掌り兼て蠶種の檢査を行ふ又た時々養蠶上の注意を促し以て斯業の改良發達を

謀れり伊國にありても「パドク」講習所の下に六十六箇所の研究所ありて國内に散在し以て直接實業家を誘導し亦た蠶種の檢査に從事す斯く歐洲産繭國にありては蠶業の教育に心を用ゆるに至れりと云ふべし故に本邦にありても益ゝ蠶業の教育を懇ろにし中央講習所は地方講習所と其連絡を通じて以て小生産家にまで普及せしむるを要するなり

第六、蠶種の檢査

伊佛に於ける蠶種の檢査は本邦の如く規則を設けて強制施行のものにあらずして總て希望檢査と爲す而して此等檢査に就きて當業者の意向如何を調査するに彼の微粒子病の如きは最も恐るべきものと爲して飼育者進で檢査料を支出し以て其檢査を受く又た製種家にありても各戸顯微鏡を備へて以て充分の檢査を行ふが故に敢て其病毒の蔓延することなきの有樣なり然るに退て本邦養蠶家を見るに伊佛の當業者に比して其能力未だ及ばざること遠く從て此等檢査に對しては未だ政府の保護を要すること必然なることゝなすを信ずるなり

第七、生絲檢査所

生絲檢査所の重なるものは米國に一箇所佛國に九箇所伊國に六箇所獨瑞兩國に各二箇所墺國に一箇所あり多くは商法會議所の管轄に屬し又獨立にして私立會社なるものあり此等檢査所は生絲商と機業家の間にありて其賣買を圓滑ならしめ從て檢査は大に當業者の信用を得て悉く其檢査を請求するの有樣なれば今日は孰れも檢査料を徵收して各種の檢査を行ふに至れり而して各種の檢査の内にて請求の尤も多きものは纖度の檢査と爲す以て當業者の絲質に意を注ぐを知るべきなり

第八、人造絹絲

人造絹絲は佛國巴里在住の伯爵シャルドンネー氏の發明に係り千八百八十五年に特許を得たるも未だ世に顯さず然るに千八百八十九年に至り萬國博覽會を巴里府に開設せらるゝに當り之に出陳して

始めて世人の注意を惹き大に賞揚せらるゝに至る然るに其當時にありては絲質燃燒し易きが故に爾後此點に改良を加へ今日に至りては大に其燃燒力を減却せしと雖も未だ普通の絲絲に及ばざるなり而して光澤にありては一見普通の絲絲に優れるが如しと雖も所謂浮光と稱すべき感あり感觸は寒冷にして强伸力共に弱し含水量も普通の絲絲に比すれば多く比重亦た重きが故に同大の絲にして「デニール」は重きを以て普通の絲絲と同一樣に使用すること能はざるなり斯く詳細に調査するときは普通の絲絲に及ばざること遠しと雖も外觀實に美麗なるが故に佛國「デザンツン」市に五百萬「フラン」の株式會社を設け現時尙其製造に從事せり而して此絲絲を以て織物を製するには經絲に普通の絲絲若くは綿絲を用ひ緯絲に此人造絲絲を用ひて混織するものにして其製絹には可なりの光澤あり（標本は別に添附す）此等の織物又た其原料たる人造絲絲は「シャルドンヂー」絹又は「シャルドンヂー」生絲と稱す然るに此人造生絲に就きては當業者の說を叩くに異口同音に强伸力の弱き缺點にて最早普通の生絲を壓する能はざるが上に其價格は割合に高價にして到底此人造絲絲を以て絹布を製するときは收支相償はざる有樣なれば單に學問の進步として見做すが如し又英國「マンチエスター」市に於ては三萬磅を募集して之が大製造所を設けんと欲し今や其建築中なりとの事を聞き同市に至り實地に其計畫等を調査せしに最初右製造所建設の擧ありたりしも之に應募せるもの甚だ寡く今日にありては恰も立消えの姿となり居れり以て人造絲絲の世上に信用あらざるを知るべきなり

第九、桑樹仕立法

本邦桑樹の仕立法中現今廣く行はるゝものは所謂根刈仕立とす然るに此根刈仕立にありては往々縮葉病に罹り易く甚だしきは全園終に此病源の爲めに廢園となるところ少からず故に此等の點に就き伊佛兩國に於ける有樣を調査するに桑樹に此病本なく當業者は毫も桑樹の縮葉病を知らざるが如し乃ち其仕立法を調査せしに所謂本邦に行はるゝ高刈、立て通しの類にして本邦にありても此法を行ふ桑樹には縮葉病に罹ることゝ稱なるは事實なるが故に本邦の桑園仕立法の如き概ね高刈等に改良せしむるを要するなり然るに本邦にありては根刈を變じて高刈と爲すの場合には樹幹に所謂天牛の產卵鐵砲蟲の寄生を免かれざれば宜しく此等の研究を要して以て縮葉病を免るゝは蓋の得たるものと爲すなり（尙詳細は追て報告の積り）

第十、蠶絲業上奬勵保護

伊佛に於ける蠶絲業上奬勵保護は以て該業の進步を促したるや明なり今佛國に於ける奬勵の有樣を述ぶれば養蠶及び製絲に對し千八百九十二年より本年に至る六ヶ年間左の奬勵金を附與す

養蠶家に對し　繭一基に付き　五拾三（即ち繭二升四合餘に付き我十八錢位）

製絲家に對し　繰絲釜二口取の釜一個に付き　百法（我三十六圓位）

仝　二口取以上の釜一個に付き　四百法（我百四十四圓位）

然るに此等奬勵金附與の効否如何に就き取り調べたるに昨今に至りては其効能甚だ寡きものと爲し右に代ふるに輸入生絲に課稅すべしとの說盛なるが如し抑も此奬勵金の起りたる原因を尋るに最初輸入生絲に課稅すべしとの議論國會に提出せられたれは里昂其他北部の生絲消費地方の有志者は其非なるを論じ南部養蠶製絲の盛なるところのものは頻りに此法律の通過せんことに盡力せしが終に南部は敗を取りて生絲は無稅にて輸入することゝなれり然るに其行き掛り上南部養蠶製絲業上に奬勵金を附與せざる可らざるの有樣になりて現法律の施行を促したる有樣なり然るに此法律の主旨とするところは益〻蠶業上の改良發達を促すが爲めに此奬勵金を附與するものなれども現今の形勢より察するも改良に志あるものは此奬勵金なくも益〻改良に赴き他は依然として舊法を守る有樣にて甚だしきは奬勵金の多額を得んと欲して製絲器械は多く六口乃至四口取と爲すも實際繰絲の有樣を實見せしに矢張四口乃至二口を使用し居れり是を以て今日に當りては現法律の無効なるを唱へて此

法律を全廢し更に輸入生絲に課稅すべしとの說漸く盛なるに至れり又た昨今に至りては蠶絲業上必要なる懸賞問題を揭げて以て直接に間接に當業者を保護勸誘せること至れりと云ふべし

伊國にありても亦た其保護を怠らず現に桑樹に介殼蟲の寄生盛にして爲めに桑園を害すること尠からざるを以て四五年前より政府は法律を發布して各地方に之が監督員を置き此害蟲の發生あるときは監督員は栽桑家に命じて一種の藥劑を注がしむ若し之を敢てせざるときは監督員自ら之が驅除法を行ひて其費用を徵收す又た政府は蠶絲業保護として左の懸賞問題を設けて以て斯業の改良進步を圖れり

一、良好なる殺蛹器を發明せるものに　賞與金五千「リール」(我千七百圓位)

一、蠶繭を聚收し共同販賣を目的とする養蠶組合の組織に對し

賞與金　甲三千「リール」(我千百圓位)　仝　乙千五百「リール」(我五百五十圓位)

右の如く政府の設立に係る講習所等にありても充分の研究を行ひたると同時に廣く民間より其良法を募集する等實に意を用ゆること至れりと爲す

本邦にありても蠶絲業上數多の研究を要すべき事項實に僅少にあらざるなり蠶業講習所にありても亦た大に之が研究に從事せりと雖も生徒養成の傍ら之に從事せるが故に充分の研究を爲す能はざるなり故に宜しく其各項に就きては懸賞問題と爲し廣く之を當業者間に募集するは最も緊急の事項と爲す而して其問題と爲すべき事項數多あるも現今に於て其重なるものを擧ぐれば即ち左の如し

一、桑樹縮葉病の原因幷に其豫防法

一、蠅蛆の害を除去するの法

一、軟化病の原因幷に其豫防法

一、殺蛹の良法

◎露國製絲業の現況　千八百九十一年露國政府が外國より輸入する蠶絲に對し保護稅を課せしより同國の製絲業は非常に發達するに至れり

從來露國の中央及びコーカスに於て手挽生絲を製する者多々ありて往年課稅の爲め一時衰頽を極めたるが近年之を再興し而して其產出額は年々三分の一を增加せり爰に最も著しき進步を爲せしものは器械製絲場なりとす千八百九十一年前は露西亞全國中莫斯科府に設けあるザボルニコーヴ氏の器械製絲場一ヶ所のみにして其製絲產額は年々二百五十「プード」に過ぎず然るに其後五ヶ年間に絹業の最も盛大なる地方に於て十二ヶ所の大製絲場を設置し而して年々の產出額は二萬五千「プード」に達し之に從事する工女數は一萬人の多きに及べり爰に露國某大製絲家の報告を拔萃し同國に於て去年製出せる生絲の概算を左に表示せんとす

千八百九十六年製絲額概算

創立年號	蒸汽運轉製絲製名		五〇〇「プード」
千八百七十五年	サボルニコーヴ	(莫斯科)	四、〇〇〇
千八百九十一年	マニファクチュールドハア	(仝)	二、五〇〇
千八百九十一年	エフ、パロウ	(コロムナ)	二、六〇〇
千八百九十三年	アベーグ、	(ポローニユ)	一、四〇〇
千八百九十三年	ヲ、ボンホア商會	(莫斯科)	二、五〇〇
千八百九十三年	ヲローニ商會	(仝)	一、二〇〇
千八百九十三年	ヲ、シモノ		

千八百九十四年	ベサボンチ（全）	六〇〇
千八百九十四年	ア、ヌヤボウキ（ボロニユ）	一、〇〇〇
千八百九十五年	ア、イリヨン（莫斯科）	一、三〇〇
千八百九十六年	ゼウイヲキモウ（全）	五〇〇
千八百九十六年	クナール、シモノ（全）	二、四〇〇
千八百九十六年	スーシ、メイレモ（全）	四、五〇〇
合計		二五、〇〇〇

手挽生絲產額

總計	五五、〇〇〇
露國中央地方	二〇、〇〇〇
コーカス	一〇、〇〇〇

（備考）一「プード」ハ十六「キログラム」三百八十「グラム」（一「キログラム」は我二百六十六匁一「グラム」は二分六厘六毛）

露國製絲業の現狀は前記の統計の如くにして千八百九十一年以後即ち五ヶ年間の進歩は實に著大なるものと謂ふべし（昨年十一月の伊國蠶業雜誌に掲載する露國サンペテルスフール府駐在伊太利代理公使メルガリ氏の報告）

●莫斯科府に於ける生絲

露國莫斯科府の市場に顯出せる生絲は中亞細亞產を以て第一とす支那の生絲を露國に輸入せることは年已に久し而して其輸入の最も盛んに行はれしは中央亞細亞露領內に於て養蠶の衰頽を來せる頃より始まれり此他尙ほ支那よりモスクー府に三十六乃至四十ダニールの經絲を輸入せり尤も佛國又は伊國に於て之を撚製したるものなり往昔は里昂の生絲商輸入を取次きたりしも已に二ヶ年以來露商は直接に支那より必要の生絲を輸入しつゝあるなり日本生絲の如きも亦均しくモスクー府に輸入するもの比例上甚だ多し現に伊國の生絲に代用すること屢々なりとす其生絲の品位は器械絲一番半乃至三番及掛田絲にしてモスクー府に於ては主に之を需用し以て薄地織物を製出するなり

●露國蠶絲類輸入の增加

露國大藏省の公報に據れば同國に輸入せる昨年上半期間蠶絲類の數量及價格は左の如し

	二十九年度		二十八年度	
生絲、眞綿、繭、屑物	二三、六〇〇プード	三、九四〇、〇〇〇留	一七、四〇〇プード	二、四八八、〇〇〇留
撚絲、仝上、屑絲	四、七〇〇	一、七九五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、五五六、〇〇〇

右二十九年度上半期間撚絲類の輸入高は稍々減少の傾きなりしも生絲類の如きは著るき增加を來たせり其價格を銀貨に換算すれば凡そ三百八十九萬二千三百二十六弗なりとす此額他の歐洲列國に比すれば甚だ僅少なりとすと雖も露國の養蠶製絲及機業に熱心從事せるは世人の已に熟知する所にして一朝西伯利鐵道の開通するに至らば同國生絲市場に一大變動を來たすや期して待つべし

（備考）一「プード」は十六「キロ」三八〇「グラム」（四貫三百五十八匁）一留は二法六十七山（凡そ九十

八錢七厘）

（以上三件會員今西直次郎氏譯送）

◎横濱生絲檢査所生絲檢査調

横濱生絲檢査所に於て一月十一日より二月五日に至る間に檢査せる生絲は左の如し

請求月日	簡數	產地	製產者	檢査項目	請求人
一月十一日	一箇	器械	丹羽製絲場	丹繊、繊度、強力、伸度、額節、	小野
同	一箇	紀伊	野田平製絲場	同	同
同	一箇	桑繰	羽後	有信組織所	同
同	一箇	同	同	同	同
同	一箇	同	同	同	同
同	一箇	器械	早田製絲場	同	同
同	一箇	紀伊	同	同	同
同	一箇	同	同	同	同
同十三日	一箇	同	駿河	静岡製絲會社	静岡製絲
同十四日	一箇	大和	金陽製絲場	原量、正量、丹繊、繊度、額節、強力、伸度、	代原
同	一箇	伊勢	丹羽太一郎	丹繊、繊度、額節、強力、伸度、	茂木
同	一箇	同	同	同	同
同十五日	一箇	石見	高津製絲會社	同	同
同十八日	一箇	信濃	共盛社	丹繊、繊度、額節、強力、伸度	茂木

請求月日	簡數	產地	製產者	檢査項目	請求人
同二十日	一括	伯耆	小川製絲場	同	下城
同	一箇	但馬	擴產社	原量、正量、丹繊、繊度、額節、強力、伸度、	神榮支店
同	一箇	同	同	同	同
同	一箇	同	同	繊度	同
同	十括	信濃	同	繊度	同
同廿三日	五本	甲斐	草藤社	丹繊、繊度	外横濱絲
同	五本	信濃	對岳館	同	同
同廿五日	一箇	器械	宮神製絲場	原量、正量、丹繊、繊度、額節、強力、伸度、	神榮支店
同	一箇	但馬	北村孫右衛門	同	同
同	一箇	同	同	同	同
同廿六日	一箇	同	村上忠政	同	同
同	五本	美濃	井上源治	丹繊、繊度、額節、強力、伸度	同
同廿七日	八箇	讃岐	成瀬製絲場	同	代成瀬山田
同	三括	尾張	草木製絲會社	同	草木製絲代原
同	一箇	同	同	原量、正量、丹繊、繊度、額節、強力、	原
同	一箇	武藏	原製絲所	繊度、額節、強力、	澤
同	一箇	同	同	丹繊、繊度、額節、強力、伸度、	横濱生絲
同	五本	信濃	近江蠶業株式會社	同	茂木
同	四日	一箇	近江	同	同
同	八括	因幡	由谷製絲場	同	同
同	一箇	美作	東美製絲株式會社	原量、正量、繊度、額節、	神榮支店
同	一箇	但馬	日下安左衛門	丹繊、繊度、額節、	同
同	五日	同	水村八郎右衛門	丹繊、繊度、額節、強力、伸度、	同
同	一箇	同	同	同	同

◎神戸生絲檢査所生絲檢査調

神戸生絲檢査所に於て一月中に檢査せる生絲は左の如し

請求月日	簡數	產地	製產者	檢査項目	請求人
同廿八日	一箇	出雲	東雲館	原量、正量、丹繊、繊度、額節、強力、	澤
同廿九日	一箇	同	同	同	同
同	一箇	同	松場製絲會社	同	同
同	一箇	同	佐藤製絲場	同	同
同	一箇	同	東雲館	同	同
同	一箇	同	安栄製絲場	同	同
同	一箇	器械	東京	丹繊、繊度、額節、強力、伸度、	御法川
二月一日	五本	同	三郎	御法川直	同
同	五本	同	同	同	同
同	三日	同	信濃	俊明社	同
同	五本	同	同	支那日本貿易商會	同

請求月日	簡數	產地	製產者	檢査項目	請求人
一月四日	五本	大阪	櫻津興產株式會社	丹繊、繊度、額節、強力、伸度、	播津興產會社
同	五本	同	同	同	同
同	五本	同	同	同	同
同	八日	一括	宮崎	授產場	同
同	一括	同	富國社	同	加藤義臣
同	一括	同	宮崎製絲合資會社	同	同
同	一括	同	高偽製絲株式會社	同	同
同	一括	同	同	同	同

請求月日	簡數	產地	製產者	檢査項目	請求人
同十一日	同六本	福井	中島榮昌	同	中島榮昌
同十二日	一箇	廣島	備後製絲株式會社	同	神榮會社
同	一箇	同	同	同	同
同十五日	一括	兵庫	白鳥社	同	長澤敬三
同二十日	一箇	同	城龍社	原量、正量、丹繊、繊度、額節、強力、伸度、	神榮會社
同	一箇	同	鳥羽製絲場	同	同

◎判決書に擬したる意見書　事は稍〻諧謔に屬すれとも亦地方の狀態を微するに足るものあれば本欄内に收めて讀者諸君の一嘆に供す（會員岐阜縣坪井誠爾氏寄稿）

栽培申渡書

原告　染樹
被告　百姓

右當事者に係る栽培及摘葉法の件當木屬地拋栽培所は檢綫染屋織造立會の上判決する左の如し

判決主文

原告の要求を至當とす

栽培入費は被告の負擔とす

事實

原告陳述の要旨は近來蠶業の增殖するに鑑ひ春夏秋の三蠶な飼育する者年一年に增加し被告は春蠶期に於て原告な伐採し夏季新茅な發すれば其幾分な摘葉して夏蠶に給與し枝條漸く伸長し將に幹部な蔽圍ならしめんとするに際して被告は秋蠶な稚立て其葉な摘採すや被告は原告の聖と共に四分餘の葉な剩すな口にするも是れ畢竟原告か翌年に發生すべき芽苞な損傷せんことな恐れ看易き慾心に出て原告か呼吸作用の如何な顧みざるな以て時に蠶事の多忙に際すれば聖と共に葉の全部な掠奪せらるゝな常とす抑も原告は養分な地中に儲むるも大氣な呼吸し發液なして酸化せしめ一身な安全に發育せしむるものは葉に在りて葉は即ち動物の肺と其働な同うするものにして原告の生活上主要の機關たり然れとも一年一回之れな摘採せらるゝは固と職務の本分にして敢て異議な申立るにあらざるも二回若くは三回摘採せらるゝに於ては恰も人間界の肺病患者に均しく外觀の衰弱著しからざるも數年な出でずして死な期するの外なし加之被告は從來原告に應分の食物な給せざるな以て原告は餘儀なく我同居する穀菜に被告か給與する所の幾分な切に吸收し辛うして命脈な繋ぐの悲境に呻吟せり偶〻數回摘葉の報酬として秋期に至り多少の食物な給するものあるも如何せん發育期の既に經過したるのみならず發育の主要機關たる葉な失ふたるの後なれば恰も動物の鼻口な閉塞し而して食物な與ふるに異なら寸得て吸收し能はざるなり是れ本訴な提起するの止なり得ざる所以なり若し本訴にして敗すれば他なし一死以て怨みんのみ然れとも原告の國土に生産するや一身な犧牲に供し天診の許す限りは年々歲々繁蔓し國利民福な增進せんことな期するものなれて死は固より望ざる所なるな以て要するに被告は春夏秋蠶に就て其一な捕む平又は現時の如く春夏秋の三蠶に供給せんと欲せば夏蠶期に在りては決して強壯なる枝條な害することなく畢竟原告の發育な保護するな目的とし到底伸長の望みなき細枝に限り拔採し秋蠶期にありては全枝に存する葉な一葉殘に至な剩して摘採するか若くは莖と共に四分餘の葉な剩して剪採し被告の呼吸作用な全く閉塞せしむることなく且被告は原告の發育に相當すべき食物な給與せんことな要求するに在り

被告陳述の要旨は原告陳述の如く秋蠶期に摘葉するも時節已に落葉に近きな以て被告は畢竟殷物な利用せんとするものにして原告の陳述するか如く甚しき害な與ふるものにあらず好し多少衰弱せしめ壽命な短縮せしむるも蠶絲業の前途測り知るべからざるな以て敢て葉な得る限りは之な摘採し眼前に利益な收むるの優れるに若かざるなり又摘葉法に於けるも原告要求の如きは手數煩はしくして實際に行はるべからず且從來殊更食物な與へざるも其地相應に繁茂するな以て原告の要求に應じ難しと言ふに在り

理由

被告は秋蠶に摘葉するも時節已に落葉に近きな以て原告な衰弱せしむるものにあらず又摘葉法に至ては手數の煩はしくして實際に行はれず且食物か給與せざるも天然の地力に據り發育するか以て殊更に給與するの要なしと抗辯するも決して然るべきものにあらざるなり凡植物の葉は其枝に存する限りは絶えず呼吸作用な營み幹枝な營養するものなれば自然に落葉するの以前に於て摘採するときは其害あるや論な俟たざるなり果して害ありとすれば手數の煩はしきな以て實際行ふべからずと言ふか如きは採用するに由なし且春夏秋の三蠶に供給せんとするに於ては之に相當すべき食物な給與するは當然なりとす今實地に就いて檢するに原告陳述の如く樹幹大に衰弱し枝條細小となり冬季嚴寒に際すれは稍頗の枯死するもの多く翌年に發生する葉は其肉極めて薄し故に蠶兒の滋養分に乏しく爾質粗惡となり製絲の品位な傷ひ隨つて上布な織出す能はざるは爭ふべからざる事實なりとす要するに被告は昔日原告か農業の副產物として畦畔等に散在し未だ廢ひ世に用ひられざる當時の習慣な墨守し本業な蔑視するに基するものにして方今我國產の上位な占むる蠶業に從事する者の口にすべからざる所なりとす尙且蠶業の前途な測り知るべからざるな以て眼前に利益な收めんとするか如きは幾多の年月な經過し漸く生長したる原告な一時に衰弱せしむるものにして固より恒心なく定見なく恰も蠶業な以て投機的事業の如く思備し年々の絲價に伴ふて思想な變ずるの輩にて終身一事なも成就し能はざる痴者の言に過ぎざるなり故に春夏秋の三蠶に供給せんとするものにありては原告の發育する春夏季に於て充分の食物な給し其發育な保護し摘葉法に於けるも原告要求の如く最も注意し永遠に國利な增殖せしめ原告の希望な全うせしむるの義務あるものとす

原本に依り此正本な作る

木屬地拋栽培所
栽培長繁枝　土居整地
繁枝　肥地幹太
繁枝　大葉茂
書繁　畑水蠶造

◎蠶絲業者の協議　群馬縣多野郡の西南部（舊南甘樂郡）に於ける蠶絲業者は過般懇親會を開き蠶絲業改良の爲め左の事項に附き協議決定せり（會員高橋清七氏報）

一、種類の一定を計る爲め蠶種製造營業者は又昔、白玉、小石丸の三種の内一家一種類限り製種せざる事　一、一般養蠶家にも可成石三種の内を飼養せしむる樣勸誘する事　一、殺蛹貯藏の方法を完全ならしむる爲め各所へ共同殺蛹所の設置を勸誘する事　一、製絲工女雇入、解雇、賞罰の方法を一定する事

◎備後地方の製絲場　當地方に於ては成繭の產出額に對して製絲場の個數割合に多きのみならず三十、五十の小釜數の多き爲め兎角繭の買入れ競爭の姿あり殊に昨年の繭の見込通りより絲量大に減じ居りしが故に會社に由りては百人繰りに著し一日に三十圓乃至三十七八圓も足金を爲す如き有樣にて小資本の合資會社等は事業を中止せる向も數個所に至りたる實況に付き此際合併せしめんと種々勸誘に盡力中なり云々（會員百々三郎氏報）

◎興產館養蠶傳習所　山形縣東置賜郡屋代村に設置しある興產館養蠶傳習所は石山學太郎氏の管理に屬し是迄年々十數名の生徒を養成し來れるが本年よりは一層擴張して開場日數を百二十日間となし蠶躰生理、同病理、養蠶法、蠶種檢査法、桑樹栽培法等の諸學科を敎授し廣く有志者の入學を許可して大に蠶業の改善を圖るの計畫なり又本所にては昨年西ヶ原蠶業講習所に設置したる伊太利國バドヴ蠶業試驗場長ペルソン氏の發明に係る蠶種貯藏器を築造し無料にて依托者の蠶種を貯藏する事なるが山形縣下に蠶種貯藏器の設けあるは本所を以て嚆矢となす（興產館養產傳習所報）

◎宮崎縣の蠶種檢査　本縣に於ける原種用檢査は宗村豐袈裟、大串盛寛の兩氏檢査員に命ぜられ縣廳内に於て之を行ひ日數八十九日間にして全く檢了せり其受檢人員百十四人にして檢蛾數は八萬三千百三十六蛾内合格六萬九千三百二十四蛾廢棄一萬三千八十二蛾なり。又製絲用普通製檢査は山本祐安、米良猛助、田邊武男の三氏檢査員となり各組合に出張して檢査せり其檢査總繭數は八千四百五十四枚にして内合格八千零六十枚廢棄三百九十四枚なり。原種用、製種用を問はず不合格割合に多き所以は養蠶季中降雨多くして蠶座を充分に乾燥せしむるの期なく病毒蔓延の助けを與へたるに由るべしと雖も廢棄の内七分强は他縣より輸入したる蠶種を掃立てたるものに係る（會員宗村豐袈裟氏報）

◎佛國養蠶及製絲奬勵金　佛國雜誌中昨年十一月七日の條に明年度佛國製絲奬勵金豫算額に附きては同國政府は三百三十万法（凡そ百二十二萬一千圓）の豫定額を三百萬法（凡そ百十一萬圓）に減額せんことを請求せしに豫算委員會は政府の請求通り決議せり蓋し此減額は曾て國會に於て決議せる製絲奬勵期限を延ばし保護金の下附を繼續する爲めに成るべく節減を加ふるの必要を感じたるに由るべしとありしが其後十二月十二日の條に左の如く衆議院に於て愈々可決せる旨を記せり

一養蠶奬勵金四百五十萬法（凡そ百十一萬圓）

一製絲奬勵金三百萬法（凡そ百十一萬圓）

◎吉池横田田中の三氏　此程新潟縣技手を辭したる吉池慶正氏は今般新に設置したる埼玉縣兒玉郡兒玉町競進社蠶業講習所の聘に應じて其首席敎師となり新潟縣の横田長太郎氏其次席敎師として亦同社に聘用せらる而して同社は養蠶敎師を養成する爲め設置するものにして去る六日より事業に

着手せるが開所式は大喪中に付き暫時延引し退て盛大に擧行する由なり又田中憲之氏は吉沁氏の後任として新潟縣拔手に採用せらる三氏は曾嘗西ケ原蠶業試驗場の出身にして孰れも大日本蠶絲會員なり

◎清國生絲製造業の發達　在清國江蘇省鎭江米國領事は本國政府に向つて左の如く報告せり

輓近當鎭江地方に於て二大生絲製造所の創設せられたるは最も注意すべきことにして清國中生絲新開地方に於て斯業の發達を助くる頗る大ならんとす二大生絲製造所は一はダー、レン生絲製造所にして他はギン、リ生絲製造所なりとす、兩製造所ともに將來益々擴張すべき計畫にして原料蠶繭は江蘇省各地方より得べき望あり其供給殆んど無限なるが如し

ダー、レン生絲製造所は概ね三千捆（各百三十三封度餘）を製造し得べき見込ありギン、リ生絲製造所も亦其製造高殆んど相同じからんとし器械は自國の製造に係る新式を採用せり、而して營業時間は普通にして職女の賃錢は下等二十錢（日給）上等五十錢（同上）なり

想ふにこの二大生絲製造所は清國生絲製造業の發達を助くること少なからず又同製造所の收益甚だ望ありと雖も收支勘定の上に於て最も注意すべき近時清國政府が輸出生絲に一割の附加稅を賦課したるの一事是なり

◎絲綬褒賞下賜　實業に精勵せし廉を以て本年一月二十日賞勵局に於て絲綬褒章を下賜せし者左の如し

山形縣羽前國西置賜郡長井町　川村利兵衛

實性篤實風に土産生絲の買組として慎厚なる概き之が改好な關り遠く各場に考へ屬し熟工を招き工場を起して製方を更め蠶種を頒ちて品質を革む嘗て組合を結び又協會を設け共進會を開き講習所を建つ殷意從事二十餘年工女を教ふること八百餘人費す所貳萬餘圓效驗益に現はれ國益に資まる羽前生絲の名世に揚り遠近師法するに至れり其他公事に風勉し窮困を救護す洞に實業に精勵し衆民の模範たる者とす仍て明治十四年十二月七日勅定の絲綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

●特別廣告

○會員諸件　左の諸氏は一月より二月に渉りて入會、若くは變更せられたり

◎入會

○通常會員

東京	青木傳藏	京都	中西應留	群馬	大井利平次
同	村尾傳二郎	同	西原德太郎	同	立見鎌之助
同	笹本字三郎	同	西垣健之助	同	大谷安太郎
同	井上長吉	同	田井源四郎	同	大谷又五郎
同	町田辨二郎	同	興謝郡野岡村蠶絲業小組事務所	同	大谷伊勢太
同	高橋米三郎	神奈川	小島道治	同	福島信太郎
同	八卷善七	同	井上忠太郎	同	福島藏之助
同	木村常吉	兵庫	關口宗一	同	都丸福治郎
同	村野傳吉	新潟	金子貞吉	同	落合卯三郎
同	町田政吉	同	佐藤寅治	同	稻垣寅義
同	白石三作	同	佐藤常藏	同	細鄕彦三郎
同	浦野直吉	同	小野忠太郎	同	高橋定松
同	渡邊八三郎	同	塙玉	同	大戸甚太郎
同	奥住金藏	同	內田幸內	同	猪熊謙次郎
同	坂本貞吉	同	川田龍次郎	同	千葉四戶梅太郎
同	木崎長太郎	同	村田傳重	同	栃木大橋彌吉
		同	片倉周吉	愛知	寺部蠶業社
		群馬	大井菊松		

愛知	山本右太郎	静岡	彦坂久作
静岡	大場菊治	同	伊藤團吉
同	三輪孫平	同	佐原半十郎
同	大田清次郎	同	稻垣芳治
同	鈴木源一郎	同	齋藤善吉
同	岡本和三郎	同	中村要三郎
同	長谷川彌右衛門	同	佐藤彌七
同	高橋治郎吉	同	新村歌三郎
同	桑原保太郎	同	加茂愛治
同	日内地彌太郎	同	新村竹三郎
同	古山逸之助	同	岡本太吉
同	松下源四郎	同	金子利一郎
同	杉山伴三郎	同	中井宇平
同	内山兼藏	同	白柳治
同	高橋伊吉	同	馬塚一平
同	古山九平	同	長谷川治三郎
同	三輪治郎助	同	大木久一郎
同	吉松三治郎	同	大石欽平
同	伊藤市三郎	同	生熊惣八
同	杉浦義太郎	同	浦部孫市

静岡	高林彌作	静岡	高知
同	西尾常吉	福岡	和田柳太郎
同	小野源五郎	大分	鵜我盛城
同	伊藤長吉	同	朝倉貞人
同	齋藤善吉	同	木村傳吉
同	大村多平	熊本	石井隆承
同	竹内吉郎治	同	荒木三保彦
同	伊藤力藏	同	加藤篤
同	榎谷鹿藏	同	森新藏
同	佐藤儀作	同	宮崎米良猛助
同	神谷重吉	同	鹿兒島遠藤五郎
同	伊藤半平		
同	杉本啓次郎		
同	大隅雛十郎		
同	高橋彌平		
同	松本又一郎		
同	袴田保太郎		
同	橋本賢一郎		
同	野崎久平		
岐阜	宇野三藏		

長野	吉澤榮吉	山形	蜂谷新兵衛
同	高橋由太郎	同	武田三郎
同	窪田糧次郎	同	秋葉政吉
同	尾崎吉太郎	同	智田恭三
同	村上名七	秋田	鹽谷清太郎
宮城	伊藤とく	石川	鳥取山根豐藏
同	白石傳吾	同	渡邊馬太郎
福島	八巻順吉	同	堀幾太郎
同	宍戸市左衛門	同	川人兵次郎
同	菊地權藏	德島	下井盛夫
同	齋藤房太郎	愛媛	高知森正恒

計　百四十二名

右の内にて青木氏は橋本益兵衛氏、村尾氏以下十一氏は高崎治平氏、奥住、坂本の二氏は大野傳兵衛氏、木崎氏は下田伊左衛門氏、中四、四原、小島、關口、窪田、鹽谷、山根、川人、下井、桑(正恒)、鵜我、朝倉、の十二氏は松永伝作氏、四垣氏は山本竹藏氏執も紹介ぜられ田井、川田、村田、大戸、白石、鮎谷、智田、鶴、木村(傳吉)米良の十氏は各自に申込まれ興亡都野間村鹽鉄業小組事務所は小四才藏氏、井上氏は持田角次郎氏、金子(貞吉)氏以下三氏は山田政嗣氏、内田氏は山田庄三郎氏、片倉氏は加藤勝三氏、大井(菊松)氏以下八氏は都丸綱吉氏、落合、稲垣の二氏は佐藤辰太郎氏、細郷氏は中村高樹氏、高橋(定松)氏は都丸鳳治郎氏、猪熊氏は猪熊増太郎氏、四戸氏は津田尚人氏、大橋氏は林良太郎氏、寺部鐵藏氏、伊藤(力藏)榎谷、吉澤、高橋(由太郎)の一社四氏は木下富氏、山本氏は梅岡敏夫氏、大場氏以下十六氏は三輪新五郎、三輪一孝、三輪栄次郎、瀧澤與三郎の四氏、伊藤(市三郎)氏以下二十四氏は青木彌七、清水繁作、小野忠太郎、鈴木勝太郎、袴田善五郎の五氏、伊藤(長吉)齋藤(善吉)の二氏は清水繁作氏、大村、竹内の二氏は清水繁作、袴田善五郎の二氏、佐藤(義作)氏以下九氏は松浦部次、伊藤豐太郎、青木彌七、袴田善五郎、山本庄次郎、清水繁作の六氏、宇野氏は

高橋雅之助氏、尾崎氏は藤本善右衛門氏、村上、伊藤（とく）の二氏は伊藤勘九郎氏、八巻、宍戸、菊塩、齋藤（房太郎）の四氏は淺野德三氏、武田、秋葉の二氏は金子孫左衛門氏、渡邊（鳥太郎）氏は富長爲太氏、和田氏は田村忠誠氏、石井氏以下三氏は日野又太郎氏、遠藤氏は石富靜藏、鮫島四郎の二氏孰も紹介せられたり

◉會員の變更

本月六日の評議員會に於て本會規則第二章第六條に規定する二、三の兩項に該當するものと認め特別會員に選定

新潟　本間宏　―　新潟海沼英祐　―　新潟三輪振次郎
同　小田長四郎　―　同　柿崎鉛太郎　―　同　白井知崇
計　六名

○正誤　會報第五拾四號十一頁十五行井上喜太郎氏の氏名の上に大日本蠶絲會員の七字を脱し、十六頁九行竹林は富鍋、六十三頁上段七行鈴木增榮は壽榮、六十四頁下段一行島田喜三八は喜三次の誤り

◉寄稿者諸君に啓す

會員諸君の寄稿せらるゝもの漸く多きを加へ鳴謝の至りに堪へず編者は得るに隨つて之が輯錄に怠らずと雖も奈何せむ紙數に制限あるを以て已むを得ず次號に讓らざる場合も之あり殊に本月の如きは編輯結了後に接手したるものも尠からず故に是等は逐次掲載すべければ請ふ諒恕せられむことを

編者再拜

◉入會の勸誘を望む

本會創設以來日尚ほ淺きも入會者は陸續として日に月に增加し今や栃木、新潟、富山、靜岡の四縣には支會の設立をも認可するに至り會運は宛も朝暾の昇るが如く駸々乎として隆昌の域に向へり是れ固より有志家諸君が熱心蠶絲業の發達を企圖せらるゝの精神に基くと雖も然れども亦本會が斯業に向つて裨益する大且つ多なるに由らずむばあらざるなり夫れ既に然り本會は益ゝ力め愈ゝ盡す所あらむとす原來本會唯一の目的たるや本邦をして世界第一等の蠶絲國たらしむるにあり而して此目的を達せむと欲せば勢ひ本會員の汎く全國に涉りて最多數を要せざるを得ず就ては滿腔愛國心を以て充たし國家の最大富源たる蠶絲の改善進歩を任ぜらるゝ會員は諸君精々同志者に勸誘し入會を紹介せられ相共に提挈し國家的責任を盡されむことを希望す

但本會へ入會せらるゝには一ヶ年分以上の會費を添へて申込まるゝを要す

尚ほ本會規則入用の方は郵券貳錢を添へ御申越あらば直ちに送呈すべし

大日本蠶絲會

●本年度會費の儀に付き稟告

本年度會費金は昨年十二月中に前納ぜらるべき規定の處未だ御拂込無之向は此際至急御拂込相成度候也

但し送金の手續は別項廣告の通り御取り計ひ相成るべし

大日本蠶絲會

●富山縣支會員諸君に告ぐ

大日本蠶絲會富山縣支會

大日本蠶絲會富山縣下の會員諸君は直ちに會費當支會へ納金相成度候也

大日本蠶絲會

●送金に就き注意

會費其他の金圓を本會に送付せらるゝとき小爲替證書は拂渡局所名を東京神田淡路町に、其證書中「差出人は此所に受取人の宿所氏名を記すべし」とある下には「東京神田區美土代町二丁目一番地大日本蠶絲會」と御記入相成るべし

現金にて通運便に託し送付せらるゝときは必らず配達賃御拂濟みに相成るべし

大日本蠶絲會

●會員諸君に要望す

蠶絲業に關し高見卓說を有せらるゝ諸君は何卒御投稿相成度且又御見聞の次第も有之候はゝ陸續御通信あらんことを希望す但裏類は兎角紙面を多く要し候に付各景況の如き可成文章に綴りて御報告相成度候

大日本蠶絲會

●大日本蠶絲會規則

（明治二十九年六月六日改正）

御要望の諸君は乗便切手二錢を添へて本會へ御申込みあるべし直ちに送呈す

大日本蠶絲會

大勳位小松宮彰仁親王殿下御親筆
貴族院議員男爵樺取素彦君序
貴族院議員前田正名君序
横濱生絲檢査所長岡毅君序
蠶業講習所長綠木喜三君序
群馬縣尋常師範學校長大東重善君跋
大東重善君跋
野口寧齋君跋
石崎園君跋
門人横山丹霞君著

富嶽密藏殺案入
四月中旬發行
正價問金卅五錢
郵稅金八錢

佐藤國太郎翁小傳

豫約　來三月卅一日迄の

御申込　に限り代價郵稅共

金卅六錢

扶桑蠶業の泰斗木鐸を以て雷名を實業社會に馳せ且つ畏れ多くも大勳位小松宮殿下の恩遇を辱ふしたる上毛蠶業の先覺佐藤國太郎翁の小傳となす翁が七十有七年間の經歷性行は一見人をして感服せしむるに足り堅忍不拔の氣質を以て衆人の模範たるに足る況んや文政年來我蠶業改良發達の狀況は翁が來歷に由て詳なるに於ておや希くは蠶業有志家須らく一本を購て熟讀玩味以て坐右の鑑に供へられよ

發行所　群馬縣北甘樂郡富岡町　振蠶館

●新刊發兌廣告

理學博士箕作佳吉君序文

昆蟲學專門名和靖君著述

薔薇の一株　昆蟲世界　全

着色石版畫並密畫抬餘頁挿入
定價金貳拾錢●郵稅貳錢●郵券
代用一割增

本書は昆蟲學專門家名和靖君の新著にして同君が多年實驗の結果に因り世人が最も得易き薔薇の一株に就き昆蟲の世界を記述し以て昆蟲學の大要を說明し延て生物學研究の階梯たらしめんとし婦女童幼にも了解し易く普通教育を目的とし務めて平易に論述せられたるものなり殊に農業とは密接の關係ある害蟲並に有益蟲の性質を知るに就ては欠くべからざる要書にして農業者は勿論普通教育に從事する教員諸君は必らず一讀せざるべからず今や印刷功を竣り前記の代價を以て發賣す尚も昆蟲の何物たるを知らんとする者は請ふ一本を坐右に供へられんことを

發行所　岐阜縣岐阜市京町　名和昆蟲研究所

申込所　岐阜縣岐阜市京町　岐阜縣農會事務所

農事新報

第百一號　一冊前金八錢　郵稅五厘　發行
第百二號　一冊金七十五錢　郵稅五厘

●農事新報は農工商の三大産業を主として其他衛生教育等の事を論じ毎月一回発行せり
●郵便切手は一割増に見本は前金にて郵便受取の方は振替貯金にて送付せり
●雨雪冬季行商の為は南傳馬町郵便受取所にて扱ふ
●本誌は一冊の定価を以て一冊の定価とせり
●廃肥料試験成績の内外の試験の結果を掲載す
●蚕糞除虫法の試験の結果を掲載す
●稲作肥料試験の結果を掲載す
●世界の棉花貿易の概況を掲載す
●秋期試験の結果を掲載す
●農事報の百一號は既に刊行せり本誌は毎月一回発行せり
●本誌は毎月一回発行せり
●見本は郵便にて送付せり
●本誌の発行は毎月一回にして毎月十日に発行せり
●本誌の発行は毎月一回にして毎月十日に発行せり
●本誌の発行は毎月一回にして毎月十日に発行

質問者の注意

質問者は半紙又は美濃紙を用ひ必ず一紙に一件を限り其字體は成るべく楷書又は行書にて明瞭に認め且つ其往所氏名を明記せらるべし

大日本蠶絲會

會員諸君に告ぐ

大日本蠶絲會

夏蠶種は秋蠶種と違ひ何れにても製造し得るものなり如何となれは元蠶飼育の期節は暖國なれは春早く發生し寒國なれは遲く發生するものにして適當の氣候に飼育し製造し得るものなり蠶友の諸氏少量つゝ飼育實驗あれ元種は枠製にて本郡合同蠶卵檢査所の檢査を受け本縣の證印ある元種用の蠶種にして發送費とも實費壹錢五厘の割を以て何蛾なりとも郵券相添へ申込あれ即刻發送す申込期三月廿日限

金壹錢

峨

長野縣南安曇郡温村字上長尾

中村美壽彌養蠶部

農事寸言

「農事寸言」は平易簡明を旨とし學士老農に請ふて寄稿を求め實驗確說を掲載するを以て農事改良に熱心の士か之れを多數購買し其地の農家に無代配布をなし農事改良上實効を奏するには極めて便なり

「會員募集」本會は農民か遵守せさる可らさる報國三要箇の普及を以て主旨となす加入望みの士は入會金四錢を添へて申込みあれ會員證を交付すべし

規則見本は郵券二錢を送れ

毎月一回刊行一部五厘

一ヶ年分三錢五厘外に郵稅を要す二十部一ヶ年金六錢郵稅一錢

分六十錢郵稅十錢

岐阜縣惠那郡廣村

奬業會

養蠶床換七島綱販賣廣告

麻や木綿の綱より便利にして廉價なるは實用諸君の承認する處なり

代價蠶落の寸尺に據り一定なるすとも四五厘に付壹錢五厘迄運賃先拂使用年限四五年を保つ

右蠶箔の寸尺に應し如何樣とも製造販賣仕候間御注文奉願候

福岡縣築上郡黒土村樟蔭館

七島綱製造部　安仲虎吉